

○村井座長 皆さん、こんにちは。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の第4回を開催させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日、御出席いただいている委員、関係省庁の方は、座席表のほうに記されているということで、そちらを御参照いただきたいと思います。石川委員は、所用のため御欠席と伺っております。林委員に関しましては、弁護士の市村様に代理出席いただいております。よろしくお願いいたします。また、野間委員は、この後の御予定で途中退席されるので、退席後は講談社取締役の吉羽様に代理出席をしていただくということでございます。こちらよろしくお願いいたします。

きょうは、参考人で、明治大学の准教授今村様をお招きしております。こちらよろしくお願いいたします。

それでは、きょうは、前回の議論からの続きということになりますけれども、諸外国での海賊版対策、それからブロッキングの法制度の整備に関する法的な論点という議題について、参考人の今村様及び委員の皆様からの御報告をいただきつつ、御議論いただきたいと思いますということになっておりますが、この会議は活発でして、たくさんの御意見の紙をいただいておりますので、この紙をいただくと、それを説明していただくという段取りになりますので、何となく前回同様、自由な議論の部分が圧迫されるという雰囲気になるかと思いますが、頑張っていきたいと思っておりますので、御説明のほうは簡潔にお願いしつつ、有効な議論ができればと思います。

それでは、委員会に先立ちまして、知財事務局の住田局長から御挨拶をお願いいたします。

○住田局長 皆さん、こんにちは。本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回、非常に熱い議論になりまして、活発に御議論いただくというのが一番いいことだろうと思っておりますので、本日も引き続き、どうすればいろいろなことが組み合わせてやっていけるのかという気持ちで、大いに御議論いただければと思います。

なお、きょうもエアコンの調子がちょっとよろしくないようでございます。扇風機を何台か用意いたしましたので、何とかこれで熱中症にはならない程度にはなっているかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○村井座長 ありがとうございます。

カメラ撮りはここまでですが、撮っている方がいらっしゃらないので、続いていきます。

事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○岸本参事官 お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。

本日の配付資料ですけれども、資料1が本日、御発表いただきます今村先生から御提出いただいている資料となります。その今村先生からいただいている机上配付資料が1つございます。

それから、資料2から4までが、本日、御発表いただきます委員から御提出いただいている資料となります。

それから、資料5、6がその他の委員から御提出いただいている資料ですが、それ以外に、立石委員、それから林委員からも御提出いただいております、そちらは資料番号なしということで、後ろのほうに置かせていただいているかと思っております。

資料7が事務局の資料となっております。

その他、参考資料1-1、1-2、2、3と、4種類ございますけれども、参考資料1-1と1-2に関しましては、宍戸委員の御発表の関連の参考資料ということで配付させていただいております、1-1につきましては、本年2月16日の検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合において、神戸大学木下准教授が御発表された際の資料。参考資料1-2が、それに対する補足資料ということで、新たにつくっていただいたものになっております。参考資料2は、前回の会議での主な指摘事項、参考資料3は、今後のスケジュールということですので、適宜ごらんいただきたいと思っております。

済みません、時間の都合の関係上、事務局の資料について、簡単に続けて御説明させていただきたいのですが、資料7をごらんいただきたいと思っております。こちらが、前回、第3回のタスクフォースにおける参考人の御発表資料などをもとにしまして、「ブロッキングに係る制度整備を行う場合、検討を要すると考えられる事項」ということで、事務局のほうで整理してみたものでございます。

ざっと簡単に確認させていただきますけれども、1. 権利・手続の方向性ということで、①から④まで挙げて、いずれの方向性が適切と考えられるか。

また、2. 要件としては、どのようなものが考えられるか。

3. 対象範囲として、例えばサイトあるいは事業者について、どう考えるのか。

そして、済みません、3ポツのままですが、4ポツの誤りでございます。方法ということで、ブロックする具体的な手法を指定するかとか、実行費用はどういう割合で負担するか。

4ポツとしまして、手続保障について、どのように考えるのかということについて整理して見ております。

本日の御発表ですとか意見交換によりまして、まだまだこれから追記すべき点が出てくると思いますが、現時点のものとしてごらんいただき、本日の御発表をお聞きいただきまして、また意見交換していただければと考えております。

続きまして、参考資料3をごらんいただきたいと思っております。この会議のスケジュールイメージということで1枚物にまとめておりますが、本日、第4回でございまして、次回が第5回ということですが、8月24日の17時から19時半までということで、前回まで御案内していた時間帯よりも後ろに30分延長した形で設定させていただいております。前回、森委員のほうから御提案いただきました、4月13日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議の決定である緊急対策の取り扱いにつきまして、今回でなくて、次回、第5回に改めて時

間をとっておりますので、この第5回で御意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの資料の御説明は以上でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

今の上野さん、立石さん、林さんの資料は、とりあえず8、9、10にしておいていただいたほうがいいですか。記録としては同じように残ると思います。だから、上野さんが8、立石さんのものが9、林さんのものが10ということにしておきましょう。最後に記録が残るときに、また何かあるかもしれないですが、この会議の間はそうやって扱うことにしましょう。

それでは、議事のほうは、今村さん、上野さん、山本さん、宍戸さん、それから野間さん、立石さん、前村さん、資料の順番に話していただくということでございますので、早速ですけれども、今村様からイギリスの制度についての御報告をお願いいたします。

○今村様 明治大学の今村でございます。本日は、このような報告の場をいただきまして、まことにありがとうございます。

私に与えられたテーマは「イギリスの制度について」ということで、イギリスにおけるサイトブロッキング法制とその運用状況について報告したいと思います。このレジュメがQ&A方式になっているのは、今週末に学会で報告するレジュメをそのまま活用させていただいたので、そのときに与えられたテーマに答えている形になっております。中には答えていないものもあります。

イギリスにおいて、どのような行為をサイトブロッキングと定義しているのかというのが1ページ目から始まるのですけれども、サイトブロッキングは、イギリスでは裁判所の命令に基づいてなされる司法型のものですが、何がサイトブロッキングなのかということは、個別の事案で裁判所が出す命令の内容によって異なる。どうして異なるかということ、各社が現に有しているブロッキングシステムがそれぞれ違うということがありますので、比例の原則などもありまして、過度に負担を課すような新たなサイトブロックの採用というのはなかなか難しい部分もありますので、各社に出す命令によって異なっているということでございます。

具体的には、2ページ目を見てもらいますと、BTですとCleanfeedというブロッキングシステムがあって、例えばPopcorn Timeという事件ですが、この事件では、裁判所の命令によれば、BTについてはCleanfeedを運用するということがIP blockingやIP address re-routingとかDPI-based URL filteringという技術的措置が担保されたとみなすという形で命令が出されるということになります。各社利用しているブロッキングシステムが異なりまして、例えばSKYですとHawkeye、Virgin MediaですとWeb Blockers2といったシステムがあって、これを運用・遵守することを内容とした命令が出されることになります。

そして、2ページ目ですけれども、サイトブロッキングのイギリスで根拠となる法制度としては、著作権法97A条と、191 JA条があります。これは、それぞれ著作権と実演家の

権利について規定しています。イギリスの場合は放送とかレコードも著作権扱いになっているので、そちらのほうは著作権法97条Aが適用されます。191JAのほうは、実演家のほうの権利に関するものになっています。

これらの規定は、2001年の情報社会指令を実装するために2003年に制定された法律ですが、3ページ目の冒頭にありますように、イギリスの著作権者が97A条を活用してサイトブロッキングを実際に運用し始めたのは、Newsbin2という事件でArnold判事が一般的に認めていく方向性の判決を出して以降、頻繁に活用されるようになっていくという実態で、制定当初は、サイトブロッキングというものについては、まだ活用し始められていなかったということでございます。

3ページ目の②で具体的にどのように法律に書かれているのかといいますと、97A条では、高等法院は、サービスプロバイダがサービスを著作権侵害に利用している者がいることを現実知っている場合には、サービスプロバイダに対して裁判所が差止命令を与える権限を有すると定められておりまして、この規定に基づいて、イギリスの裁判所はサイトブロッキング命令を出す権限を有するというようになっております。

サイトブロッキング命令を出す要件ですけれども、これは法律に書かれた4つの要件があります。まず、被告がサービスプロバイダであること。そして、原告の著作権が第三者によって侵害されていること。侵害は被告のサービスを使用することによって行われていること。そして、被告は第三者による侵害について現実知っていること。これは基本的な4要件ですけれども、差止めというのは裁判所のエクイティ上の裁量的な権限ですから、裁判所の裁量として考慮する判断要素と比例性などの問題がこれに加わって、さまざまな要素が考慮されることとなります。

この点、現実の認識というか、それに応じた要件があるのですけれども、これはかなり緩やかに解されておりまして、時間の都合もありますので端的に言いますと、4ページ目の3つ目のポツにありますように、具体的な者による、具体的な著作権に対する、具体的な侵害行為について、プロバイダが現実認識があることを証明する必要はなくて、もう少し緩やかに、何らかの侵害がある者という形で、この点は過度に厳密に解釈するべきではないという判例法理が確立しておりますので、この要件との関係で問題になることはほとんどありません。

立証責任の所在、ここは余り詳しく書いていないのですけれども、4ページ目ですが、4つの前提条件として、先ほど述べました4要件を証明していく。これはそんなに難しくないとお思いますけれども、さらに裁判所が一般的な差止命令、サイトブロッキングに限らず、裁判所が差止救済を与えるときに考慮する要素として、(2)に掲げたような要素を考慮していくこととなります。さまざまな考慮要素があるのですが、裁判所の判事に言わせると、比例性がこの中で最も重要な要件である。というのは、他の要素は比例性の要件の問題に取り入れて検討することができるためとっております。

これは、ISPのほうは、サイトブロッキング命令というか、相手方の要求にすぐ応じる可

能性もあるのですけれども、原告が申し立てた命令の方式というものがあるわけです。こういう方式でサイトブロッキングしてほしいというのは、それに基づいて、被告側のISPがそれをのんだからといって裁判所がすぐに認めるわけではない。イギリスですと、裁判費用というか、訴訟費用については敗訴者負担制度があって、弁護士費用も負担することになっているもので、訴訟が長引くと、ISPは結局負けるのに全部払わなければいけないことになって、早々に同意する可能性もある。

それだと、第三者の権利などが適切に守られなくなる。ユーザーとか、その他の者の利益などが比例性の原則の考慮の中で守られなくなるということになりますので、ISPが同意したとしても、裁判所はさまざまな要素を考慮して差止請求の是非を判断することになっております。

比例性の考慮要素につきましては、4ページ目から5ページ目に至るところで、原告・被告間ですと、命令が出た場合に、それを遵守するためにどのぐらいコストがかかるのかといった点や、サイトブロッキング命令が実際に出された原告がどれだけ利益を受けるのかという、メリットの大きさなども考慮されます。

また、原告・被告間だけではなくて、第三者との関係でも、例えば表現の自由とかプライバシーへの介入に対する正当性とか、将来の同種の侵害を本当に防止するという結果が出るのかということなども、この比例性の考慮要素の中でいろいろ考慮されることになります。

サイトブロッキングを行うための具体的な手続方法が5ページ目にありまして、まず(1)として、裁判所に原告である権利者が訴えを提起します。そして、裁判所が審理して、要件等を考慮して、比例性の考慮なども行いまして、命令が出ると、ISPがそれを実施するという流れになってくるのですけれども、ここで注意する点は、イギリスでもサービスプロバイダ自身は知的財産権侵害について自発的なサイトブロッキングは行っていない。知的財産権の侵害に対しては、あくまで裁判所の命令があってということになります。権利者がサイトブロッキングしてほしいと申し立てた場合に、プロバイダが自発的にサイトブロッキングするという手続は用意していないということです。

また、サービスプロバイダは基本的に余り争わない。ただ、最初にこのサイトブロッキングが問題になったNewsbin2ではかなり激しく争った。あと、Cartier事件でもコストの問題で激しく争っているようですけれども、通常は明らかに侵害サイトということなので、そういうケースではほとんど争わないということになるわけです。

具体的にどういう命令が出されるのかということが重要ですが、5ページ目の下のほうに、最初のNewsbin2事件でBTのほうに出された命令ですけれども、その例を翻訳して入れておきました。これは事件ごとにより違ってきますが、この方式というものが極めて重要らしくて、どういう方式で命令を出すのか。コストの負担とかも含めて、ここを当事者間で合意するか交渉するということがかなり時間が費やされるということになるようでございます。

6 ページ目に行きまして、⑥でサイトブロッキングを決定できる組織、これは裁判所ということになります。行政庁が判断するような手続というのは、今のところ、知的財産権に関しては、法律上は用意されていない。

立法の際に、なぜこの制度を導入したのかという話ですが、基本的には6 ページ目の下にございますように、情報社会指令8条3項を導入するということで、この8条の3項は、インターネット上の侵害行為をとめる上でサービスプロバイダというのは最適な立場にある。その最適な立場にあるサービス提供者に負担を負わせるという考え方に基づいているのだということを、裁判所などは確認しております。情報社会指令に書いてあるのだから導入したのだということですがけれども、議論の過程では、この規定を入れなくてもできるのではないかという話もあったのですがけれども、不明確な部分が残るので、法制定に至ったということがありました。

また、理論的には、情報社会指令前文59とか8条3項ですがけれども、これは第三者の侵害行為に対するleast Cost Avoiderという、法と経済学的な観点だと思うのですがけれども、そういう観点から、媒介者を差止請求の対象とするポリシーを出したのだと整理する学者の方もいます。

7 ページ目で、抜け道があるという批判に関しても裁判所で検討しているのですがけれども、8 ページにかけて、Arnold判事、これは向こうでは有名な裁判官ですが、いろいろな理由から、サイトブロッキング命令が効果的でないから、これは認めないという議論は妥当じゃないということを書いてあります。

全部は述べませんが、8 ページ目にございますように、多くの人にとっては、現在有している以上の専門知識が必要になる。さらなる時間と労力が必要になる。迂回措置はできるかもしれないけれども、速度の低下やダウンロードの質の低下を招く可能性がある。さらに、追加的なコストに係るから、コストが違法なものに係る分、適法なものに誘導する効果が出てくるといったことなどを述べて、効果がないということが、サイトブロッキングを認めないことになるのだという議論をやんわりと否定しているということでございます。

8 ページ目に、通信の秘密とか表現の自由との関係についての議論ということですがけれども、ここは私、余りよく調べておりません。裁判所は、ヨーロッパの人権条約10条との関係なども検討しているようですがけれども、割とあっさりと、これは大丈夫、明確だということで、表現の自由とかの問題にはならないということを書いていたように思います。具体的には、表現の自由とか通信の秘密とかプライバシーの問題などは、比例性の原則との関係で考慮されるということを裁判所などは述べております。

コストの負担は、最近、最高裁で問題になって、議論となっていた点です。Newsbin2事件が出たときは、97A条に基づく場合には、サービス提供者、ISPがブロッキング救済の実施費用を負担し、申請者は申請コストを負担することになりました。

また、申請者は、URLが変更されたような場合に、それを特定したり、サービスプロバイ

ダに通知するというコストを負担する必要があるということになりました。

どのぐらい費用に係るかということですが、これに関しては、既に児童ポルノなどでサイトブロッキングシステムを導入している実態もあったようですが、Newsbin2事件の判断の中では、最初の導入コストで5,000ポンド、その後の変更の通知毎のコストが100ポンドかかるというBTによる推計が示されておりました。余り高くないということです。

Newsbin2では、基本的にはサービスプロバイダのほうに全部コストを負担するのだということを裁判所は述べたのですが、これは3つ理由が整理されます。1つは、規範的な根拠として、規制を受ける産業において、通常の市場参加者なのだから、ビジネスを行う上でのコストは負担しなさいという通常のビジネスのコスト論ということ。

つぎは、これは情報社会指令の前文の規定が、コストの負担についても含意しているということ。

あとは、そもそも、実質的にコストの規模も小さいから、ISPが負担できる程度で比例性の考慮の範囲内だという議論もありました。これらに対する批判論もあるのですけれども、ちょっと省略します。

最近、Cartier事件の最高裁判決が出まして、コストについて権利者が負担する部分を明確にした判決があります。ただ、サイトブロッキングはいろいろな費用に係るわけで、具体的に判決本文を引用しますと、9ページの下から10ページにある(i)から(v)のコストに係るようです。(i)と(ii)に関しましては、そもそも児童ポルノ対策などで、いずれにせよ必要で、ISPが既に負担しているものだということで当事者間で争われなかったため、裁判所は特に判断しておりません。

裁判所が述べたのは(iii)、(iv)、(v)のコストの部分です。その部分に関しては、費用全体が合理的な範囲に限定されていれば、権利者はISPに補償しなければならないとされました。別にイギリスでは、全面的に費用を権利者が負担することになったわけではございません。

10ページ目で、その他のコストの問題で、訴訟費用については、イギリスでは敗訴者負担制度が導入されていますが、弁護士費用も原則として敗訴者負担とされています。イギリスは弁護士費用がかなり高いので、どの時点までの弁護士費用を誰が負担するのかということが大きな問題になります。かなり高額になる弁護士費用のために保険制度などが発達しているのですが、それは負けたほうが負担するので、長引くとタイムチャージがふえていきます。ISPなどは余り長引く争いはしたくないということになるため、長引く訴訟を回避したいということになるかもしれません。ただ、サイトブロッキングは、比例性などを裁判所はしっかり考慮して判断することになりますので、ISPがうんと言ったからといって、サイトブロッキングが入りますということにはなりません。

サイトブロッキングを行うISPの規模ですけれども、イギリスの規模、これは固定通信事業者の加入者数で、ここに幾つかの企業を挙げていますけれども、基本的にはここに挙げている4社で、加入者数のベースで固定ブロードバンドの事業の95%のシェアはあります

ので、4社を被告にすれば大部分は網羅できるし、実際、そのように訴訟が行われているという実態があります。

最後に、現在までに起きている訴訟とか判決の内容ですけれども、全ての判決を詳しく読んでいるわけではないので、説明できませんが、2011年のNewsbin2事件以降に、97A条を根拠として、著作権に関してサイトブロッキングを出す慣行が確立している。正確な数字は不明ですけれども、書籍の文献で紹介されている数字としては、その本は2005年に出版されたものですが、25件以上の命令が5社に対して出されていて、大体120のウェブサイトがブロッキング対象になっている。及び数千のミラーサイトのURL、プロキシサーバと後継のURLなども含まれているということなので、かなり多く対象になっているということです。

商標権侵害に関しても、別の法律の根拠として、著作権法に明文の規定はないのですけれども、上級裁判所法の規定を根拠としてサイトブロッキング命令を出す管轄を裁判所に認めているという実態があります。

以下の表は、主なサイトブロッキング命令で原告や被告がどこかなどが書かれています。原告は、大手の映画会社とかレコード会社がほとんどです。あと、出版社の事案も1件あります。あと、プレミアリーグが原告となっているものもあります。被告はBTを初めとした主要なISPに限られます。あとは、モバイルブロードバンドの会社が訴えられている場合もありますので、5社とか6社の場合もあります。また、ISPに関しては合併もありました。そこはいろいろあるのですが、基本的には主要なIPS4社をベースに訴えるということでございます。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、報告を終わりにいたします。

○村井座長 どうもありがとうございました。

続きまして、上野委員から、ドイツの制度についての御報告、お願いいたします。

○上野委員 ドイツに関しまして、持ち時間は10分程度とお伺いしておりますので、手短にお話しさせていただきます。

これまでの議論でも、ドイツ著作権法の下でブロッキング請求が可能であることは紹介されておりますけれども、ブロッキング請求を認めた事例はないという御紹介があったりしたところです。実は最近、ブロッキング請求を認める裁判例も登場したりいたしましたので、そうした最近の動向についてお話しするとともに、我が国への示唆についても検討したいと思えます。

お配りした資料にございますように、ドイツ著作権法では97条1項が一般的な差止請求権を定めております。ただ、先ほどのイギリスとは異なりまして、ドイツ著作権法にはブロッキング請求を定めた明文の規定がありません。しかし、判例通説によりますと、侵害者に当たらない者であっても、妨害者(Störer)に当たるとされれば、一定の条件で差止請求が認められると解釈されています。

この妨害者責任(Störerhaftung)というものは、次のように定義されることがあります。



すなわち、侵害者に当たらなくても、意思に基づき (willentlich)、かつ相当因果関係をもって (adäquat kausal)、何らかの形で他人の権利侵害に寄与する者は、権利侵害を防止することが事実上かつ法律上可能であるような場合に限って妨害者に当たるとされます。そして、妨害者として期待可能 (zumutbar) な調査義務 (Prüfungspflicht) を果たしていないとされる場合、妨害者責任を負うというわけであります。

ですから、侵害に寄与しているからといって常に妨害者責任を負うわけではなく、「期待可能」——ドイツ法学においてよく使われる概念ですけれども——、その人にとって無理がないような義務を措定した上で、この義務を果たしていないとされるときに妨害者責任を負うことになるのです。

この妨害者責任というのは、もともとドイツ民法典 (BGB) 1004条に由来すると言われております。BGB1004条というのは所有権に基づく妨害排除請求を定めたものでありまして、そしてまた、妨害者責任は排他権が侵害されている状態にあることを根拠に認められると言われておりますので、過失を要件とせず差止請求が肯定されることとなります。その反面、そこから損害賠償請求が導かれるわけではありません。結果として、差止請求はできるけれども損害賠償請求はできないということがドイツ法の下ではよく起きることになるわけです。

さて、この妨害者責任は、著作権法に関してもさまざまな主体について広く認められてきました。そして、最近まさにアクセスプロバイダに対するブロッキング請求について、妨害者責任の観点から議論が展開されてきたのです。

そのような中、2015年11月、ドイツの最高裁に当たるドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決が出たわけであります。この事件は、Goldesel.toと3dl.amというサイト——日本からは現在どちらも見るができますけれども——が問題になった2つの事件で、そこでは違法にアップされた映画や音楽を視聴できるようになっています。前者ではレコード会社が原告となり、また、後者では音楽著作権管理団体であるGEMAが原告として、アクセスプロバイダに対してブロッキング請求をしたというものです。

この事件で、裁判所は、アクセスプロバイダというのは妨害者として妨害者責任を負い得るけれども、アクセスプロバイダに課される期待可能な調査義務については諸事情が考慮されるべきであり、とりわけ、著作権者の有する財産権の保護、通信事業者の有する営業の自由、さらには、インターネット利用者の情報の自由や情報の自己決定といった基本権が考慮に入れられるべきだとしております。

その上で——ここが重要なのですけれども——アクセスプロバイダが妨害者責任を負い、アクセスプロバイダに対するブロッキング請求が認められるのは、権利者が、まずもって違法サイトの開設者やホスティングプロバイダに対して期待可能な努力を尽くした上で、にもかかわらず、奏功する見込みがなく、もはや他の方法では権利保護に欠ける結果になってしまうという場合に限られる、というのであります。これは、言わば「補充性」を条件としてブロッキング請求を認めたものと理解できようかと思えます。

この判決の中では、他にもいろいろなことが述べられていて興味深いものがあります。例えば、ブロッキングは技術的に回避することが可能だということはドイツでもよく言われるのですが、判決によれば、ブロッキングがたとえ容易に回避可能であっても、それが侵害コンテンツへのアクセスを少なくとも困難にする以上、その限りでブロッキングの期待可能性を妨げるものではないとも述べられております。

また、この判決はドイツ基本法10条1項に基づく通信の秘密との関係についても、さまざまなことを述べております。きょうは詳しく御紹介できないのですが、結論として、ブロッキングは通信の秘密を害するものではないとしております。もちろん、ドイツは日本とは通信の秘密に関する前提が異なるのかも知れませんが、諸外国でブロッキングが許容されているとしても、日本には諸外国と異なる通信の秘密があるのだから参考にならないという声もあろうかと思えますけれども、そうだとするならば、日本特有の通信の秘密というものの独自の意義が改めて問われることにはなろうかと思えます。

以上のような一般論をこのBGH判決は述べたわけですが、具体的な2つの事件に関しては、権利者ができる手段を十分尽くしていなかったとして、結論としてブロッキング請求を否定しております。これまでブロッキング請求を肯定した実例がないと言われてきたのはそのためです。

ところが、今年の2月1日にミュンヘン地裁の決定が出まして、これがドイツで初めてブロッキング請求を認めたものとされております。この事件で問題となったkinox.toというサイト——これも日本からだと現在アクセスできてしまいますけれども——では、無断でホスティングサーバにアップされた多くの映画がストリームで視聴できるようになっています。

これはドイツ語で書かれたサイトとして、アクセスが毎月8,793万にも上り、ドイツの人気100サイトの一つになってしまっているとされております。権利者がこのサイトに連絡しようにも、Impressum、すなわち連絡先が表示されておらず、コンタクトフォームに警告を送っても反応がなかったようです。

今回の訴訟対象になった映画は、昨年10月26日にドイツで公開された「Fack ju Göhte 3」（くたばれゲーテ3）というコメディ映画で、正直なところ私には今一つ面白さがわからないのですが、非常に人気があるようでありまして、延べ570万人が劇場で鑑賞したとされております。ところが、この映画が昨年10月26日に公開された直後の11月7日から先ほどのサイトで視聴できるようになっていたわけです。権利者は、11月21日にもホスティングプロバイダに照会したわけですが、うまくいかなかったので、12月6日に本件訴訟を提起しております。権利者は、このサイトの98.5%以上が違法コンテンツだとも主張しています。

これに対して、アクセスプロバイダのほうは、DNSブロッキングやIPブロッキングを導入するには最低15万ユーロの費用を要するという、あるいは、テレメディア法——これは日本でいえばプロ責法のようなものですが——が2017年に改正されたことによっ

て、2015年のBGH判決はもはや有効ではないということ、さらには、オーバーブロッキングの問題や、ブロッキングが容易に回避できてしまうことなどを主張しています。

これに対して、裁判所はブロッキング請求を認めたわけです。そこでは、本件のように新作として登場したばかりの映画というのは、経済的に最も重要な時期であり、早急な対応が必要であるにもかかわらず、権利者が、容易に到達できない外国において悪質な犯罪行為を行っている権利侵害者に対する措置を講じるしかないとすれば、それは権利者にとって期待可能なものとは言えないとしています。その上で、裁判所は、権利者がさまざまな対策を試みたものの奏功しなかったこと、そして、本件侵害サイトが大量の侵害コンテンツの拡散に向けられたサービスであることが明白であるということなどを考慮して、結論としてブロッキング請求を認めたのであります。

したがって、この事件でブロッキングが認められたのは、新作の映画だったからという事情が関係するかもしれません。先ほどのBGH判決で問題になっていたのは、マイケル・ジャクソンのThrillerだとか昔のコンテンツだったのと本件は異なる事情があるということも、この決定は言及しております。

ブロッキングを実施するコストについてですけれども、裁判所によれば、特に初期導入コストに15万ユーロの費用がかかるとしても、これは本件アクセスプロバイダの事業規模からすれば過大とは言えず、また、2015年にBGH判決が出て以降は、ブロッキングのためにコストがかかることは分かっていたはずだともされています。

なお、本件は仮処分事件ですけれども、補充性の判断において特に厳格な基準が適用されるわけではないともされています。また、テレメディア法の2017年改正というのは、以前からドイツで大きな問題になっていたフリーWi-Fi提供者に関する免責を導入したものであって、本件のようなアクセスプロバイダには関係がないとも述べられております。

さて、以上のようなドイツ法の状況を踏まえて、日本法に対する示唆があるとすればどのようなことが言えるかということについて、少しだけコメントしたいと思います。

日本の著作権法は、著作権等を「侵害する者」に対する差止請求権を定める一方で、これに当たらない侵害幫助者に対する差止請求を認めた明文の規定はあるとはいいがたい状況にあります。この点はドイツの著作権法と同じだと言えます。ただ、日本にはドイツにおける妨害者責任のような解釈論が確立されておられません。したがって、これまで日本では、余り評判のよくないカラオケ法理など、いわゆる規範的解釈に基づいて「侵害する者」と評価できる者に対しては差止請求が認められるのですけれども、そうでない侵害幫助者に対して差止請求を認めることについては、著作権法全体における「侵害」という文言の一貫性であるとか、あるいは特許法等における間接侵害規定との比較からして、否定的な見解が有力でありました。前回の奥邨先生の御報告で、否定説が有力という御紹介があったのもそのような認識に基づくものと言えます。

ただ、最近の議論におきましては、少し状況が変わってまいりまして、ドイツにおける解釈論と同様に、日本でも、民法上の妨害排除請求権の相手方に関する議論を参照しつつ、

日本著作権法112条の適用あるいは類推適用によりまして、一定の侵害幫助者に対する差止請求を肯定するという見解も有力になっております。そのような見解は、資料の脚注7に掲載いたしましたように、むしろ多数になりつつあると言えるかもしれません。

もちろん、たとえ肯定説をとったとしても、アクセスプロバイダが侵害幫助者に当たると評価され、差止請求が認められるかどうかは問題になるところです。すなわち、たとえ肯定説をとっても、さすがにアクセスプロバイダは侵害幫助者には当たり得ないという考えもあるところであります。前回の奥邨先生の御報告でも、「肯定説…を採用しても…接続プロバイダの行為を差し止めることはできない」という御指摘があったところです。

ただ、きょう御紹介いたしましたように、ドイツでも明文の規定がない中、民法上の一般原則に由来する妨害者責任によってブロッキング請求を認めているわけでありまして、そして、日本でも、民法上の妨害排除請求権の相手方については、ドイツと同様の考え方がとられていると言われております。そうであるならば、日本でも、実はすでに現行著作権法の解釈論としてアクセスプロバイダに対するブロッキング請求が可能だという見解もあり得ることになるわけでありまして。

もちろん、現時点でそこまではっきり述べた論文などはないように思うのですけれども、最近私が何人かの知財学者にこの問題について質問した限りでは、2名の先生が、現行法の解釈論としてすでにブロッキング請求が認められる可能性はあると言ってました。もちろん、いくら学説上はそうでも、裁判所がそのような見解をとるかどうかは別問題ですけれども、ドイツでも認められているわけですし、最近の学説状況が変化していることからいたしますと、裁判所がこれを認める可能性も皆無とはいいがたいように思います。その意味では、権利者の皆さんは、現時点で、アクセスプロバイダに対してブロッキング請求をしてみるというのも手かもしれません。そして、もし裁判所の命令が出れば、これを受けて通信事業者が行うブロッキングは、電気通信事業法との関係でも正当行為に当たり許容されるものと解されます。

もっとも、他方では、ドイツと日本とでは、差止請求と損害賠償請求の関係について根本的な考え方が異なるのではないかと、という見方もあり得ます。つまり、ドイツでは日本と異なり、差止請求のほうが損害賠償請求よりも認められやすいという側面があるようにも見えます。したがって、その是非はともかくといたしましても、ドイツは日本とは前提が異なる可能性がありますので、ドイツの考え方が我が国にも妥当すると解すべきかどうか、それが課題になるところであります。

実際これは私自身の関心でもありまして、昨年、ミュンヘン大学で講演しました際にも、一般論として、侵害行為を行っている者に対して侵害の停止を請求できるのは当然としても、侵害行為をしていない者に対して、なぜ作為請求を認めることができるのか、その点は、ドイツやヨーロッパにおいてさえ、本当に正当化できているのかという問題意識があるのです。

もちろん、妨害者責任というのは、もともとローマ法におけるネガトリア訴権にルーツ

を有する伝統ある考え方で、少なくともヨーロッパにおいては、いわば自明の前提と言えるものかもしれません。そして、仲介者（intermediaries）に対する差止請求を定めた欧州情報社会指令8条3項の背景にも、そうした考え方が控えているのかもしれません。とはいえ、先ほど今村先生からも御紹介がありましたように、情報社会指令の前文59では、仲介者に対する差止請求の根拠として、仲介者が「侵害を終わらせる最適の場所に位置している」ということが指摘されているのですが、そのことが侵害行為者に当たらない者に対して作為請求を認める十分な正当化根拠になり得るのかという点については、なお検討の余地が残されているのではないかと私自身は思っている次第であります。

以上です。ありがとうございました。

○村井座長 ありがとうございました。

次は、「ブロッキングの法制度整備に関する法的な論点」ということで、3名の委員の方からの御報告をいただきます。

山本委員から「民事訴訟法の観点から」考え得る論点という御報告をお願いいたします。

○山本委員 それでは、私から民事手続法上の論点についてお話しをさせていただきます。第1回の会議でも申し上げましたとおり、この対象の問題について、私は基本的に素人ですので、どういう論点があるかということがそもそも十分な認識がありませんで、事務局等から、この論点について示唆をいただいて、それに基づいて手続上の問題を考えているということであります。そのいただいた論点を最初に提示して、それに対する私の若干のコメントが記載されているレジюмеになっているということです。

まず、基本的な制度設計ですけれども、このサイトブロッキングの請求権をどのような性質のものとして、あるいはどのような態様のものとして構成するかということは、基本的には実体法上の問題であります。私は手続法の間人でありますので、基本的にはこれは実体法で議論していただいた結果が我々の議論の前提になると考えていますが、ここでは便宜上、この請求権は、新たに創設される請求権であるということを前提にしています。今、上野委員のほうから、解釈論としても認められる余地があるというお話がありましたけれども、とりあえず、ここでは立法で創設する請求権として考える。

それから、著作権侵害責任としては、独立に成立する別個の請求権として考えている。言いかえれば、プロバイダについては、著作権侵害が成り立たないとしても、その独立の請求権として成立するという観念しております。こういう請求権が立てられるのかというのは、実体法上、恐らく問題はあるだろうと思えますけれども、ほかに権利者の権利救済の方法がない、先ほどの上野先生の言葉で言えば、補充性があるような場合であり、また被告であるプロバイダに広い意味でインフラを提供しているような責任があるということ前提にすれば、このような請求権を立てるということは、論理的にはあり得る話だろうと思えます。

實際上、著作権侵害と独立の請求権が立てられている例として、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求権というものが現実にも存在するということかと思えます。

それから、訴訟でのみ行使できる請求権として考える。つまり、訴訟外でこのような請求権、ブロッキングせよという請求権は考えられない。訴訟でだけ、それが主張できる権利だと考える。これも実体法上の問題ですけれども、行使要件がどういうものが立てられるかということによりますけれども、どういう場合にそれが行使できるかというのは、原告・被告双方にとって明確になっている必要があるだろう。

とりわけ、事が通信の秘密にかかわることであるとすれば、その第1次的判断を裁判所が行って、それに原告は従うというのが法的な安定性という要請を満たすとすれば、こういう請求権の立て方はあり得るだろう。そこにもありますように、前例として、詐害行為取消権とか否認権等々のものが存在するということかと思えます。

一応、こういう請求権を前提として、どういう手続を考えるかということでもありますけれども、著作権者を原告とし、プロバイダを被告とする民事訴訟、通常の判決手続というものが基本になるだろうと思えます。その訴訟の性質としては、一種の形成訴訟的なものになるかもしれませんが、そういったものを想定するというので、ブロッキングを仮処分で実現するというのも可能と考えることになるのではないかと思います。

もちろん、別の制度的選択肢としては、請求権が事前に存在しないことを前提として、非訟事件として構成する可能性もあるだろうと思えます。その場合も、実質的にはかなり争訟性があるものだと考えるとすれば、そこにいろいろな非訟事件を掲げましたけれども、一種の争訟的な非訟事件で、相手方に対する手続保障を図ったような手続を構想していくということになる可能性があるだろうと思えます。

このように、基本として民事訴訟を構成するとしても、原告・被告、それぞれ非常に多数の者が関与し、またそれ以外の利害関係人も非常に多くいるという、かなり特殊な訴訟手続になると思われまますので、手続上、こういう訴訟手続を円滑に進めるために、あるいは第三者の手続保障を図るために、特別なことが必要になるのではないかと思います。2以下の問題を考えているということです。

2は、第三者の手続保障で、原告は著作権者、被告はプロバイダとしても、それ以外の利害関係人というのが、この問題には多数存在する可能性があるということでもあります。

海賊版サイトの運営者というのは、実質的にはみずからの運営するサイトに対するアクセスが排除されることになりますので、いわば実質的な利益帰属主体とも言えるもので、一定の手続保障が必要だと思われまます。

そのサイトを閲覧する一般のユーザーの利益というのがどの程度あるかというのは、これは私にはよくわかりません。そのサイトが削除されてしまえば、そのユーザーはそもそもそれを閲覧することができないわけですので、閲覧についての利益というものがどの程度重大なものとして保護されるべきかということはあるかと思えます。他方で、その通信の秘密という観点からすれば、このユーザーの利益の保護は必要なものと見られる余地もあるのかもしれません。

それから、いわゆるオーバードロッキングがされると主張する者の手続保障という点で

は、これらのものが実際にそうだとすれば、一種の巻き添えを食う者でありますので、その不利益というものについて一定の手續保障が必要になるかもしれません。

手續保障の方策としては、これらの者は当事者にしないということを前提にして、訴訟係属をこれらの者に対して通知して、あるいは場合によっては公告して、その訴訟手續ないし保全手續に補助参加をさせる可能性はあるだろうと思います。訴訟係属の通知の方法としては、訴訟告知というものが考えられるということですが、住所等が不明であれば、前にお話を伺った限りでは、特に海賊版サイトの運営者という者に対して、実際に通知ができるのかということは問題になりそうな気がいたしますけれども、訴訟告知であるとすれば、住所等が不明であれば、必ずしもそれは必要ないという整理もできるかもしれません。

あるいは、こういう訴訟参加という正式な形ではなくて、プロバイダを通じた形で実質的な手續保障を図っていく。いわば、プロバイダがそれらの第三者の利益をまとめて主張する主体として、訴訟手續で活動することを期待するという制度構成もあり得るかもしれません。プロバイダ責任制限法などは、一部、そういう考え方をとっているようにも思われます。ただ、この考え方は、プロバイダの負担をかなり重くする可能性がありますので、それが相当かという問題はあろうかと思えます。

それから、原告・被告、それぞれ非常に多数の者がかかわるということで、それをまとめるというか、一定の者に訴権を集中するという可能性が問題になり得るかと思えます。

まず、原告側は多数の著作権者が存在するということでありまして、著作権者側から見ると訴権行使が困難な者、弱小の著作権者もいるだろうということが問題になり得ますし、被告から見ても、その著作権者が多数いて、それがとっかえひっかえ訴えを提起してくるということになると非常に負担が大きくなりますので、これを1つのものにまとめることは考えられるかもしれません。その場合には、著作権者の権利を代表するような団体を一種の適格団体として認定して、その者に差止請求権を付与することが考えられようかと思えます。

そのような例としては、実体権として、そういう適格団体のみに差止請求権を付与する制度として、消費者契約法等にある消費者団体訴訟というものがありますし、あるいは、そういう構成ではなくて、権利自体、差止請求権自体、ブロック請求権自体は、著作権者が有しているけれども、それを団体が授権に基づいて代位して行使する。我々の世界では、任意的訴訟担当と言いますが、第三者が本来の権利者にかわって、授権に基づいてその権利を訴訟で行使するという構成も可能かもしれません。

そのような例としては、そこに挙げました暴対法による差止請求権、これは周辺住民が持っている暴力団事務所の使用差止請求権を、一種の公的なセンター、セクターが代位して、授権に基づいてかわって行使するというものですが、そういうものも考えられるかもしれません。

それから、被告がまとめるということですが、多数のプロバイダが関与しているという

ことで、原告側から見ると、そのプロバイダ全員を訴えなければならないということで、訴権行使が困難になるわけですし、逆に被告側もいろいろなプロバイダがいるということでもありますので、その負担の軽減を図るということからすれば、ある1つのものにまとめるということは考えられるかもしれませんが。そこに挙げました全プロバイダが加入するような団体を被告として訴えを提起する。その者に対して請求権があるという構成をとるということであります。

その場合に、個別のプロバイダに判決の効力が拡張することを前提とするのかしないのかということが問題になり得るかと思いますが、判決の効果が拡張するということを前提とするとすれば、先ほどの訴訟担当という考え方をとることになります。法律上の訴訟担当だとすれば、そのプロバイダの加入団体というものが、一種の実体法上の管理処分権を持っているということが前提となりますし、任意的な訴訟担当であるとするれば、各プロバイダがその団体に対して授權する。

それは、多分、団体に加入する時点で、一括で授權することになるのかもしれませんがけれども、そういう構成が考えられるのではないかと思われまして、団体等に対して判決がなされれば、それに基づいて、事実上、全プロバイダがブロッキングを実施するというところで、判決効の拡張という法的な効果を前提としないということが考えられるかもしれません。ただ、その場合には、プロバイダがブロッキングをすることについて、刑事・民事で免責の規定というものを設ける必要が出てくるだろうと思っております。

とりあえず、私からは以上でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

引き続きまして、宍戸委員から、「憲法の観点から」の論点で御報告をお願いいたします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

お手元の資料4をごらんください。このタスクフォースは、総合的な海賊版対策について検討する場だと承知しておりますが、御指名でございますので、ブロッキングの法制度整備に関して、私の専門である憲法上の論点について御報告させていただきます。

この問題については、先ほど事務局御指摘のとおり、2月の委員会で意見を述べられた神戸大学の木下先生が資料を、今回の会合のための追加資料もあわせて提出されております。私の報告は、おおむね木下先生と同じ問題を指摘するものでございますけれども、優秀な若手研究者らしく、理論的に詰めた難しい言葉遣いが多いのが参考資料でございますので、私のほうでは、ざっくり論点を整理して、この場の議論に供するつもりでございます。そのため資料が大部になりましたが、重要な点だけお話ししたいと存じます。

そこで、早速、2ページの1 通信の秘密の保障でございます。秘密という言葉どおり、通信の秘密の狙いの一つはプライバシーの保護でございますが、憲法21条に規定されることからおわかりのとおり、これは表現の自由あるいは検閲の禁止とも密接に関連するものでございます。国家権力は、通信の秘密を侵害してはならないだけでなく、とり



わけ通信民営化後は、私人の間で通信の秘密が侵害されないことを確保する責務があると解されます。言いかえますと、憲法の規定は、国民が安全に安心して自由に通信を利用できるコミュニケーションのための制度を保障するものでございます。

この点、先ほど上野先生御指摘のとおり、各国の憲法及び関連法制の立て方の違いがあって、それによって若干内容が変わってくるということがございますが、基本的に我が国においては、そのようなものとして理解されてきたということでございます。

1 ページおめくりいただきたいと思います。通信とは、特定の者の間のコミュニケーションであり、郵便、電信・電話、それにインターネットの利用も通信の秘密の保障を受けると考えられております。ここで言う通信には、個別の通信の内容だけでなく、IPアドレスのような通信の存在に関する事実も含む。いわゆるメタデータも含むと解されております。このような通信の秘密は、高度情報通信社会、インターネットの自由を支える法的なインフラであり、それだけに、違法有害情報対策全般あるいはサイバーセキュリティにもかかわりますので、著作権問題もその一部として、全体を見通した整合的な検討が必要と考えております。

次のページをおめくりください。2の通信の秘密の制約でございますが、個別の通信の内容やメタデータを知得・窃用・漏洩したり、公権力が通信事業者に通信の秘密の侵害を命じたりすることは、憲法上、通信の秘密の制約に当たると考えられます。この点、通信事業者は、通信を成立させるためにIPアドレスなどを既に知っているのだから、それをブロッキングに使ってもいいのではないかという御議論があって、この間の議論が迷走したように私は感じております。

著作物を含めて、およそ情報とかデータというのは、1回相手に渡ったら、どう使われてもいいというものではなくて、したがって、法的には、情報それ自体よりも、情報の取り扱い方の規制が問題でございます。個人情報で申しますと、事業者が特定された利用目的以外でその個人情報を使うということは、原則禁止されているわけでございますが、それが通信の場合には、その延長線上で通信成立のために必要な範囲を超えた取り扱いが原則許されないということでございます。後で出てきますDNSによる名前解決も、これは通信成立のために行われるから問題ないのであって、この仕組みを、通信を妨げるために利用するという事とは全く別問題であるということに御留意いただきたいと思います。

次に、スライドの5ページの3でございますが、憲法の基本的人権も一般に、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約は許容されるということになっております。実際には、個別の立法措置について、大枠としては比較考量により、具体的には立法事実を調べて、どの程度重要な立法目的を達成しようとするのか、その手段は目的に合理的に関連しているのか、人権制限として必要な限度を超えていないかというのを個別具体的に検討するということによって、合憲性を判断するものと考えられております。

とりわけ、表現の自由などの精神的自由については、意見、情報の流通が自由で民主的な社会のインフラでありますことから、今、挙げた目的や手段の関係性といったものを特

に慎重に検討すべきだと考えられているところでございます。

ここまでが一般論でございますが、スライドの6枚目以降をごらんください。これらの観点から、海賊版サイトブロッキングについて、若干検討したものでございます。

まず、他の海賊版対策と比較した場合の特性につきまして、以前の事務局資料のアイコンを適宜スクリーンショットして、私なりに図を描いてみたのでございますけれども、これが著作権上、問題があるようであれば、後で御指摘いただきたいと思っております。

まず、発信者への規制でございます。発信者側での閲覧防止措置は、青の×点でございますけれども、当該発信者との通信だけを遮断するものでございます。他の通信への影響はないということになります。

また、茶色の丸でございますけれども、例えばフィルタリングは当該フィルタリングサービス利用者の通信一般を検知した上で、リストに載っている特定の行き先へのアクセスを遮断するというもので、これもまた他の利用者への影響はないものでございます。

これに対して、1ページおめぐりください。これはDNSブロッキングを念頭に置いておりますが、これは受信者一般の通信一般をひとまず検知した上で、特定の通信を遮断するもの、不特定多数の無辜の利用者の、海賊版サイトの閲覧とかかわりのない多数の通信を検知するものでございます。しかも通信成立のためでなく、遮断するために行うものでございますので、制度や運用を間違えれば、その仕組み自体が大量監視にもつながる劇薬であるという点に御留意いただきたいと思っております。

ということで、次にスライドの8枚目でございますが、このような特性に留意いたしますと、ブロッキングの法制化につきましては、通信の秘密という重要な公益に対する重大な制約でございますので、慎重に合憲性を検討すべきものと考えております。

ということをごこの8ページに書いておりますが、9ページをごらんいただきたいと思っております。こちらでは、先ほど申し上げました、目的と手段を分析して論点を羅列したものでございます。

まず、前回、ブロッキングの効果ありやなしやということで熱い御議論がございましたが、私の見るところ、法律論において効果というのは、どういう目的を達成する上で、どこまで達成できるかという目的を変数にした関数でございますので、この種の議論を冷静に行うためには、代入すべき具体的な目的を特定した上で測ることが肝要でございますので、司法試験でもそういうふうに憲法は出題しているところです。ここでは、ブロッキングという特定の手段によって達成される利益が具体的に何かということ特定する必要があります。

時間の関係上、はしょって申しますと、③の、前回の言い方であれば、カジュアルユーザーのアクセスを困難にすることが目的だ、仮にこう考えますと、ブロッキングという手段には、その意味での括弧つきの効果は確かにあろうと思っております。

そうしますと、逆にその目的が通信の秘密の制約を上回るほどに重大なものかどうか、ここを議論する必要があるということになり、その際には、他の回避手段をカジュアルユ

ユーザーが容易に利用できるかどうかとか、カジュアルでない利用者のアクセスは制限できない上に、無辜のユーザーの通信の秘密を大量に取得する規制であることも考慮して、それでも現状やむを得ないと言えるかどうか。ここについて議論して明らかにする必要があるということでございます。

また、1ページおめくりいただきたいと存じますけれども、10ページの赤字部分でございます。カジュアルユーザーとして念頭に置かれる青少年につきましては、最も基本的な違法有害情報対策であり、通信の秘密や表現の自由への制約がより少ないフィルタリングという手段が存在いたします。その実効性あるいはその効果を促進するための法制の整備等も議論しなければ、ブロッキングが手段として必要な限度にとどまるかという検討としては不十分ではないかと考えております。

また、11ページでございますが、目的達成手段の必要性の観点から申しますと、対象サイトの基準は真に必要な範囲に限定すべきですし、また、それは基準として明確なものである必要があります。多数のカジュアルユーザーが好んでアクセスする。そして、それによって著作権者に重大な被害が生じることを防ぐ。このように特定された目的ということを考えますと、専ら著作権を侵害するようなサイトに限定されるべきでしろうし、また、ただ海外サーバにあるというだけでは足りず、例えば現に削除措置等をとった、あるいはとることが著しく困難であるということが客観的に明らかなサイトである。例えば、こういった限定を付すということも考えられるかと思っております。

次に、6でございますが、これは今まで山本先生、それから上野先生から、これからまたお話があるかと思いますが、特定のサイトがその基準に該当するかどうかを判断する手続について、若干の検討をしたものでございます。

まず、憲法の観点から見た場合、行政機関がこれを判断するということは、検閲禁止に当たり、難しいのではないかと考えております。判例が、行政によるもので検閲に当たらないとした例として、税関検査がございますが、これは網羅的・一般的な審査を税関はしていない。では、何をしているのだというのが若干問題でございますが、そうであることが検閲に当たらないという理由であって、この点をブロッキングの場合は、まさに網羅的・一般的にやるから意味があるので、行政にはできないのではないかと思います。

また、民間団体による判断につきましては、その独立性・専門性などの問題、あるいは私的な団体に法的な拘束力を有する判断を認めることの是非。そして、結局は行政の隠れみので、検閲と同じ問題が生じないかといった論点がございます。

1ページ飛ばしていただきまして、14ページでございます。ということで、山本先生からお話がありましたように、司法手続を介在させるのが、ひとまず制度設計としては適切だろうと思いますが、それで問題が全て解決するわけではございません。憲法上の司法権は訴訟事件の裁判でございまして、普通は被害者と権利侵害者との間で争われるものでございます。

この場合に、プロバイダ等を著作権の侵害者とする、侵害者とみなす。上野先生御指摘

のような妨害者と考える等々、何らかの実体的義務を課す必要がありますが、情報流通の媒介者にそのような義務を課するのが、表現の自由全体の観点から見て妥当かどうかというのは、出版界の方であれば、取り次ぎであるとか書店とか図書館に対して、こういう規制が行われたら何が起きるかということのを想像していただければおわかりいただけるかと思えます。いずれにいたしましても、他の違法有害情報等の整合性はどうか等々、ICT政策の根幹にかかわる問題として議論を深める必要があるかと思っております。

そうではなくて、プロバイダが権利侵害の責任を負わないということであれば、前回、奥邨先生から御紹介があった英米法、また本日、今村先生からも御紹介がありましたエクイティ法上の発想も導入することになります。これは憲法の観点から言いますと、裁判を受ける権利との関係を整理する、これは整理できそうな気がいたしますが、もう一点は、日本の法秩序全体から見て、どのように整合的に導入できるのか。これは、恐らく民事実体法の先生を加えて議論を深めていただく必要があるかと思えます。

また、訴訟ではなく、非訟手続でブロッキングするという制度設計についても、先ほど山本先生の御言及がありました。この代表例は、出版物の、例えば名誉毀損を理由とする仮処分による差止めでございます。これにつきましては、スライド15枚目の判例がございまして、結論から申しますと、裁判所がやるから当然検閲に当たらない、と最高裁は言っていない。むしろ、個別の権利救済の手続だから検閲に当たらないというものでございまして、裁判所が裁量的に、網羅的・一般的なブロッキングを命ずることは、他の名誉毀損の場合も同じだと思いますが、検閲に該当するおそれがある。この点について慎重な検討が必要かと思えます。

16ページでは、そのほか適正手続の問題、それから費用負担の問題について、憲法上も問題になり得るという点を論じたものでございます。

若干時間を超過しておりますが、17枚目、まとめのところでございます。海賊版サイトのブロッキングの法制化は、通信の秘密、検閲禁止、表現の自由との関係で、憲法上の問題点を含むものでございます。したがって、仮に憲法適合的な法制化を行うのであれば、まずブロッキング、それからフィルタリング等、カジュアルユーザーのアクセスを防ぐという趣旨でございますが、それ以外の対策について、その実効性あるいは法的・技術的課題を比較検討する必要があるかと思えます。

この点を私、第1回、第3回でも繰り返し発言したつもりでございますが、私、地味な人間でございますので、どうもかすんでしましまして、事務局作成の主な指摘事項に取り上げていただけていないようなので、これはこの場で強く申し上げたいと思えます。

また、可能性があるのは司法型ブロッキングで、それも訴訟手続によるものを原則とすべきだと考えておりますが、そうだとすると、これも既に上野先生のお話から示唆されていると思えますが、何か1条、例えば著作権法に置けば済むというわけではなくて、我が国法制全体との整合的な検討を行った上でということではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

引き続きまして、上野委員から「著作権法の観点から」考え得る論点をお願いいたします。

○上野委員 たびたび失礼いたしますが、今度は、著作権侵害に関するブロッキングについて立法的措置を行う場合における著作権法上の課題についてお話しさせていただきます。

立法論におきましては、まず前提として、そのような立法的措置の必要性があるのかどうか、そして、たとえ必要性があるとしても、過大な弊害が生じないのかという意味での許容性が求められるところでもあります。

今回の問題の場合、特に許容性につきましては、先ほどからもお話がありますように、通信の秘密や、先ほどドイツで議論されていたような営業の自由、あるいは表現の自由が問題になりますし、また、適法なサイトまで見られなくなってしまいかねないというオーバーブロッキングなどが問題になるところであります。さらに、著作権侵害に関するブロッキング請求を認めてしまうと、これが濫用されて、例えば政治的な圧力のために使われたり、検閲につながったりしかねないという懸念も考えられるかと思えます。

そもそも著作権という権利は、あまり本来的でない場面で主張されることが実は非常に多くあります。つまり、何かを訴えたいときに、些細な著作権侵害を取り上げて問題にすることがよくあるわけです。ウェブサイトなどでも、例えばフリー素材が利用規約を超えて使用されているなど、些細な著作権侵害を発見できる場合はよくあります。そのような場合にも、著作権侵害には違いないとして、ブロッキング請求を認めることには問題があると思えます。したがって、たとえ著作権侵害に関するブロッキング請求を認めるとしても、単に何らかの著作権侵害があるというだけでブロッキング請求を認めることは妥当でないように思います。

そうなりますと、ブロッキングの対象となるサイトをどのように限定するかということが問題になります。

そもそもこのタスクフォースは、著作権侵害だけを念頭に置いてブロッキングの立法的措置を検討していますが、なぜ著作権侵害についてだけブロッキングが認められるのかという問いに答える必要もあるかと思えます。インターネットには、さまざまな違法・有害情報があります。知的財産権だけをとっても、著作権法の中に、著作権や著作者人格権、あるいは著作隣接権や実演家人格権など、さまざまな権利がありますし、また他の知財法では、商標権などの権利もあります。また、知財以外では、名誉棄損やプライバシー侵害もインターネット上にあります。さらには、そうした権利侵害以外の違法・有害情報がインターネット上に存在するわけでもあります。

そうすると、そうした違法・有害サイト一般についてブロッキングを認めず、著作権侵害に関するブロッキングだけを認めるという場合、なぜそれが許されるのかということの説明が必要になるかと思えます。実際、1つブロッキングを認めると、それが蟻の一穴になって、原則が崩壊してしまいかねないといった指摘もあると承知しております。です

ので、たとえ今回の立法的措置を「一定の悪質な著作権侵害サイト」に限定するのだとしても、どのような理由で、どのように限定するのかということが、きちんと詰められる必要があると思います。

具体的な限定の方法といたしましては、例えば、「客体」について、「一定の悪質な著作権侵害サイト」に限定することが考えられると思いますが、その際、従来の著作権法に存在する概念を活用することも有用かと思えます。例えば、現行法上「有償著作物等」という概念があります。先ほどドイツでも、劇場公開されたばかりの新しい映画についてブロッキングを認めた裁判例がありましたけれども、有償著作物等であれば、有償で取引されている以上、その侵害サイトは権利者にとっても不利益が大きいのだから、ブロッキングを認める必要性は相対的に高いという説明ができるかもしれません。

また、著作権だけでなく著作隣接権も含めるかどうかも問題になります。さしあたり著作権侵害サイトだけでよいという考えもあり得る一方、先ほどのドイツのBGH判決では、レコード製作者の著作隣接権が問題になっていましたので、著作隣接権侵害サイトを除外してよいかどうかというのは課題になるかと思えます。

さらに、リンク情報を提供するリーチサイトを含めるかどうかも問題になります。これを著作権侵害と評価するかどうかは、法制・基本問題小委員会で検討を行っていますので、その議論を踏まえてどのような法改正が行われるかということ次第ではありますが、諸外国でブロッキングが問題になっているサイトはリーチサイトのようなものが結構多いものですから、いわゆるリーチサイトが完全に対象から除外されてしまうのは適切でないかもしれません。

次に「態様」による限定が考えられるところですが、これはかなり重要だと思っております。というのも、先ほども申しましたように、あるウェブサイトにて些細な著作権侵害があるというだけでブロッキングが認められるということになってしまいますと、実に多くのウェブサイトに関するブロッキングが認められることになってしまいかねず、大きな弊害があると考えられるからです。したがって、たとえ著作権侵害に関するブロッキングを認めるとしても、他人の著作物をデッドコピーしただけの真っ黒な著作権侵害だけを対象にするというのも、一つの在り方ではないかと思っております。

また、ウェブサイトを対象にしてブロッキングを認める場合は、ウェブサイトの一部分に侵害があるという場合もありますので、ウェブサイトの中の侵害率ということも問題になるかと思えます。先ほどのドイツの裁判例でも、98%以上といった侵害率が考慮されていたところでもあります。

また、著作権侵害に関してブロッキングを認めるとしても、国外の侵害サイトに限るといった条件を課す手もあろうかと思えます。実際、諸外国の立法例では、明文の規定でブロッキングの対象を国外サイトに限定しているところもあります。確かに、国外のサイトであれば、そのサイトに対する法的措置をとることが現実に難しい場合が多いと考えられますので、ブロッキングの必要性は相対的に高いと説明できるように思います。

また、サイトが日本語で書かれているという点を考慮する手もあり得ます。言語は関係ないという意見もあるかもしれませんが、先ほどのドイツの裁判例でも、侵害サイトがドイツ語で書かれているという事情が考慮されていました。確かに、ドイツ語のサイトであれば、ドイツからのアクセスが多くなり、特にドイツの著作権が害されるという形で、ドイツ国内の権利者の不利益が相対的に大きくなるという説明ができるかもしれません。

あとは、「目的」による限定も考えられるところです。つまり、ブロッキングを認めるとしても、対象となるサイトは営利目的であるとか、図利加害目的であるとか、侵害について悪意であるとか、あるいは、侵害を助長することが主目的である場合に限定するといったことが考えられるかと思います。

以上のように、たとえ著作権侵害に関するブロッキングを認めるとしても、様々な形でその対象を限定するのであれば、名誉棄損やプライバシー侵害など、ほかの権利侵害についてはブロッキングを認めないけれども、「一定の悪質な著作権侵害サイト」についてはブロッキングを認めるということの説明もできるようになるのではないかと私自身は考えております。

次に、アクセスプロバイダによるブロッキングの条件・義務・免責についてであります。まず、「条件」というのは、先ほどの対象とも少し近いのですけれども、例えば、現在のプロ責法4条に基づく発信者情報開示請求については、「侵害…が明らか」であることが開示の条件となっておりますから、著作権侵害に関するブロッキングにつきましても、侵害が「明らか」であることを条件にすることが考えられるかと思います。

また、たとえ侵害が「明らか」であっても、それだけでブロッキングを認めるのではなく、他の手段との補充性を条件とするという手もあります。これも、先ほど御紹介したドイツでも議論がありましたように、権利者がまずもって侵害サイトの開設者やホスティングプロバイダに対する法的措置を尽くしたのかどうか問題とされ、それでも奏功しなかった場合に初めてブロッキングが認められるという考えがありますので、例えばこれを明文化する手もあるかと思います。

また、著作権は無方式主義で発生し、普通は登録されていませんので、アクセスプロバイダにとっては、権利者が誰かということさえ直ちにはわかりません。そこで、今そういう制度はないのですけれども、ブロッキングを認める前提として権利の登録を条件とするなど、権利の所在確認を容易化するようなシステムを新たに設ける手もあろうかと思えます。

あと、義務につきましても、プロ責法4条2項には意見聴取義務というものがありますので、ブロッキングについても、可能な限りオーバーブロッキングを避けるために、何らかの義務をプロバイダに課すというのも手かと思われます。

また、免責といたしまして、プロ責法4条4項は、プロバイダが発信者情報開示請求に応じなかったとしても、故意または重過失がない限り賠償責任を負わないと規定しており

ますけれども、ブロッキングについても、ブロッキング請求に応じなかった場合にプロバイダを免責することが考えられますし、これによって裁判外の任意のブロッキングを抑制するという考えもあり得るかと思えます。

続きまして、ブロッキングを求める手続についてです。これもいろいろと議論があり得るところですけれども、訴訟ということでは3つの形態があり得るかと思えます。

1つ目は、イギリスやオーストラリアのように、①裁判所の命令があって初めてアクセスプロバイダがブロッキングの義務を負うというものであります。この場合、裁判所の命令がなければアクセスプロバイダはブロッキングの義務を負わないことになります。

2つ目は、②権利者にブロッキングの請求権を付与するというものでありまして、ドイツや韓国はこれに属するものと理解できます。この場合、要件を満たす限り、裁判所の命令がなくても権利者はブロッキング請求できるということになります。もちろん、要件を満たしているかどうか不安なときは、裁判所で判断してもらうこととなりますけれども、プロバイダが明白に要件を満たしていると判断できるときは、裁判外でブロッキング請求することもできるということになります。プロ責法4条は発信者情報の開示請求権を付与したものですので、少なくとも形式的にはこの2つ目のような規定になっているかと思えます。

この場合、裁判所の命令に基づいてブロッキングが行われた場合は、電気通信事業法上の通信の秘密侵害罪との関係でも正当行為に当たるとはならないかと考えられますけれども、2つ目のように権利者にブロッキング請求権があり、その要件を満たす場合に、裁判所の命令なしにブロッキングが行われた場合どうなるのかという点は問題にならうかと思えます。この点、プロバイダが裁判外で発信者情報を開示することは、プロ責法4条1項の要件を満たす限りにおいて、正当業務行為に当たるなどの理由で通信の秘密侵害罪に当たらないと理解されているように思われますので、これとブロッキング請求権との関係を踏まえつつ検討することが必要になるかと思われます。

3つ目に、③行政機関がアクセスプロバイダに対してブロッキングを命じるというものであります。これは効果的なことも多いのでしょうけれども、他方で確かに問題も大きいように思われます。

だとしますと、さしあたり①または②の方法が考えられるということになるのですけれども、それでも、我が国のようにプロバイダの数が多い場合、裁判所の決定を受けたプロバイダ以外のプロバイダがブロッキングを行った場合に、通信の秘密侵害罪に当たらないようにしなければならないのではないかということが問題になります。そこで、これは山本先生からもお話ございましたけれども、そのようなプロバイダについては免責規定を設けるといったことも考えられようかと思えます。

次に、ブロッキングの実施方法についてです。ブロッキングの技術的方法につきまして、法律上、単にユーザーがアクセスできないようにする、といった抽象的な規定にするのか、それとも、これこれの方法でブロッキングを行うというように具体的に規定するのか、こ



れが問題になるところであります。

また、ブロッキングの対象も、サイトなのか、コンテンツなのかという点が問題になります。URLブロッキングだとコンテンツごとのブロッキングができて、オーバードロッキング防止の観点からはよいのかもしれませんが、それはそれで問題が指摘されているところですよ。

さらに、コスト負担については、法律上何も規定しなくていいのかが問題になります。先ほど、イギリスは、そもそも敗訴者負担制度があるというお話がありましたが、この点、日本でもどうすべきか考える必要があるかと思えます。

最後に、どの法律で立法的措置をやるかということなのですけども、これは形式的な意味以上のものはないと思っております。つまり、著作権侵害に関するブロッキングを、プロ責法に規定することも、著作権法に規定することも、どちらでもできると思えます。確かに、プロ責法の発信者情報開示請求権は権利侵害一般について定められていますけれども、ブロッキングについては「一定の悪質な著作権侵害」に限って請求権を付与するというのも、最初に申し上げた正当化根拠の観点からすれば、説明できないわけではないと思っております。

他方、著作権法に規定を設けることになった場合、どういう立法形式にするのかということも議論されております。基本的には、既存の差止請求権（112条）とは別に、例えば112条の2として固有のブロッキング請求権を付与することが考えられます。また、みなし侵害規定の中に規定を設けるという方法も考えられます。ただ、固有の請求権とするのがドイツにも近いのかなという気はしております。

なお、本日の資料7などでは、「侵害サイトへのアクセス自体をみなし侵害に加える」というアイデアも見られるところですけども、これはユーザーの閲覧行為自体を侵害行為にするということに他なりませんから、さすがに妥当でないと思われ、私の資料では選択肢にも加えておりません。

以上です。ありがとうございました。

○村井座長 ありがとうございます。

引き続き御説明をお願いしたいのですが、山本委員がこの後、御予定で退席されるということですので、先ほどの山本委員の御説明のところに御質問がある場合に限って、今、御質問だけお受けしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、森さん。

○森委員 ありがとうございます。

大変勉強になりました。山本先生、ありがとうございました。

こういうこともできるということでお話しいただいたのですが、私としましては、侵害行為をしていない、また侵害行為に加担していないアクセスプロバイダが差止請求を受けてしまうというのが、日本のほかの仕組みとの関係で違和感のあるところでして、発信者情報開示請求ということがたびたび出てきますけれども、これは確かにアクセスプロ

バイダは権利侵害をしていないのです。

ただ、御案内のとおり、これは発信者情報を開示してもらって、その発信者に対して訴訟をする、損害賠償請求をする、差止請求をするということの事前段階の協力のようなことに過ぎません。権利侵害者ではなく、加担していないけれども、差止請求を受けてしまうということに若干違和感があるのですけれども、その点は特に問題はないということでしょうか。お願いします。

○山本委員 それでは、お答えいたします。

最初にも申し上げましたとおり、どういう請求権を、どういう態様のもとに、どういう者に対して認めるかどうかというのは、基本的には実体法の問題でございまして、私が今お話ししたのは、この訴訟の議論をする前提として、そういう実体法上の請求権が立てられるとすればという一種の仮定であります。ただ、およそ可能性がないことを論じても仕方がないというところから、立てるということであれば、そういう正当化理由というのは考えられるのかなという一つのコメントとして申し上げたという趣旨を御理解いただきたいと思います。

御指摘のとおり、確かに発信者情報開示請求権をつくるときの検討に私も参加しておりましたが、そういう一種の手段的な権利であるということをも1つ重視するという見方もあったように思います。しかし、そうではない別の見方もあったのだらうと思っておりまして、それが先ほど私が申し上げた、本来の権利者と主張する者を救済することができる方法というのが、ほかになかなかない、難しい場合に、その第三者に対して一定の協力を求める。

その第三者は、この場合はプロバイダですけれども、通信について一定のインフラを提供しているような者であって、非常に広い意味での責任みたいなものが観念できるというときに、その者に対して、この場合は発信者の情報を開示させるという一定の請求権を立てることがあり得るのではないかと。権利者の要保護性と相手方の一定の広い意味での責任というところから、それを導くということがあり得ないではないという議論で、ここでの請求権についても、そういう見方というのは論理的にはあり得ないわけではなからうということ、私の議論の前提としたということ、です。

繰り返しになりますが、この点については、本来、実体法の方の御意見を聞いていただきたいというのが私のお答えになります。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、丸橋委員。

○丸橋委員 レジューメの表の最後のポチについて確認したいのですけれども、プロバイダを通じた実質的な手続保障の可能性と書いてあります。上野先生のほうもそういう御説明がありましたけれども、ここで言っている手続保障が及ぶ範囲というのは、プロバイダのブロッキングされるユーザーにしかきかないのではないかと思うのですけれども、そこはそういう御趣旨でしょうか。

○村井座長 どうぞ。

○山本委員 お答えします。

この場合のプロバイダがどこまでの人の利益を代表できるかということは、現実の問題として私は十分認識しているわけではありません。そのプロバイダに可能な範囲で、確かにユーザーはプロバイダと契約上の関係にあると見られますので、その人たちの利益を代表するというのは最も可能性のあることだと思います。海賊版サイトとかにプロバイダがアクセスして、その利益を間接的に代表するというのは、現実問題として難しいのは多分御指摘のとおりだろうと思ひまして、プロバイダでできる範囲のことで手続保障を代替できる可能性というのがあり得るのかどうかということが、1つ考えられるという視点をお示ししたということでもあります。

○村井座長 ありがとうございます。

福井さん、よろしいですか。はい。

それでは、山本先生への御質問はそれでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

引き続きまして、野間委員、立石委員、前村委員ということで、追加資料の御説明をお願いしたいと思いますので、まずは野間委員。

○吉羽様 野間がぎりぎりまでこちらにおりましたけれども、時間になってしまいましたので退席させていただきました。私、吉羽が代理で御説明させていただきたいと思ひます。

資料5のほうで記載させていただいておりますので、これを読み上げるということはいたしません。要点ということでお話しをしたいと思います。

私もこの4回、同行して出席させていただいております。悪質な海賊版サイトの横行を防ぐためには、ユーザーが海賊版サイトにアクセスしないようにする取組がこの会議の目的と考えておりますので、本日も含めて、専門家の皆さんの議論を拝聴する中で、そのための法的・制度的な枠組みを具体的に検討していただきたいという思いを非常に強くしてまいりました。

一方で、本日はサイトブロッキングのことにかなり論点が集まっておりますけれども、第1回の会議において、野間がコメントしましたとおり、リーチサイトのみなし侵害違法化であるとか、電子出版物に対するダウンロード違法化といった、これまでも文化庁さんのほうで検討されてきた法制化の論議を加速していただきたいと考えております。海賊版サイトは違法であるという、こちらの皆様も合意できることを法的にも確定して、その上でインターネット関連の最も効果的な法律の改正などによって、海賊版へのアクセスを制限していければいいのではないかと思います。これらの点を含めまして、第5回、第6回のタスクフォースで議論していただければありがたいと存じております。

海賊版は犯罪であるということを確認して、だから、それを法律的にも取り締まるし、アクセスできないようにする。広告を規制する。こういった流れをつくって、漫画村のような悪質なサイトが再び繁栄することがないようになることを望んでおります。

以上でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、前村委員、お願いします。

○前村委員 前村でございます。

心の準備が若干できていない感じがありますけれども、資料6をごらんください。「アクセス遮断についての考察」としております。

アクセス遮断という言葉は、一般的にアクセスを遮断するという意味合いで、こういう言葉を使わせていただきました。なぜかと申しますと、ブロッキングという言葉が、何となくというのが適切な表現かわかりませんが、何となく使われている中で、それが正しく、同じように皆さんで共有されて中身を理解されているかというのが、少し不安になったというところであります。

例えば、今回の冒頭の今村先生の御説明は、法律の議論でありながら、技術的な詳細にも非常に入っておりまして、そういった意味では、技術をすごく詳細に見た上で議論していただいたわけですが、そういったものに対しても共通の理解が得られるということが重要なのではないかと。例えば、ブロッキングと一言、あるいは例えばDNSブロッキングという言葉を使った場合にも、そのイメージは違い得ます。この辺をすり合わせるのが、こういう総合的な検討の第一歩ではないかと思っております。

というわけで、資料6ですけれども、3ページ目にサイト閲覧の際に検討すべき悪性コンテンツ抑止点という図示があります。

最後の4ページには、①から⑩まで、こういういろいろな方法がとり得るのではないかとしております。

立石さんの資料も拝見させていただきましたけれども、立石さんの資料では、主にブロッキングの技術的な詳細まで解説していただいているようですが、これに関してはもう少し広目に、例えば②は、クライアントのパソコンなり端末に入れるソフトウェアでフィルタリングを実施するという、先ほど宍戸先生からも御紹介があったような手だてだったり、その他、ブロッキングと呼ばれないものも含まれております。そういったものも含めて、総合的に検討していくべきなのではないかと思っております。

それで、こういった技術的な手法に関して共通の理解を得るということは非常に重要でありますので、第3回にも申しましたけれども、勉強会を実施される見通しであるということをお伺いしておりますので、その中で、特にこれはインターネットということでグローバルに広がりを持ったものであり、そのグローバルな広がりを持ったものに対する責任という観点で、インターネットソサエティのレポートなど、非常にいい、網羅的なレポートがありますので、こういったものをぜひ委員の皆さん全員で共通認識を持てる機会をいただけたらなと思っております。

私自身が説明することもできるのですけれども、もっと上手な、より適切な講師をお呼びすることも考えてもいいのではないかと思っております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、立石委員、お願ひいたします。

○立石委員 私の資料、9と言っていた部分に関して、実は全部は網羅できなかったのですが、いろいろな方とお話しをしていて、技術的なところに対するイメージが違うなということでお話しをさせていただきます。

うちの協会ですけれども、先ほどから団体がという形が訴訟の対象当事者として出てきている。うちは百数十社のISPが登録していますけれども、恐らく日本は1,000社前後、ISPがあると思います。それを求めるのも大変だなと思いながらお聞きしていたのですけれどもね。

1枚めくっていただきまして、ブロッキングのここで言う定義というのは、本人の同意なくやるものである。いわゆるフィルタリングというのは、親権者の同意を得て入れているものですので、ちょっと違うというところで、ここは本人の同意なくアクセスを制限するものを想定して書いております。

その次の3ページ目ですけれども、通常のWebサイトへのアクセスとDNSの動き。この辺は解説するまでもないと思いますが、おさらいのために簡単に言いますと、ユーザーさんがexample.com/abc.htmlというところを見たいとブラウザに打ち込みますと、②を振ってある矢印で聞きに行くと、DNSサーバが③として、このIPアドレス、ここには10.1.1.1と返します。それでブラウザが再度、右上にあるIPアドレスのサーバに対して接続しに行くと、要求されたabc.htmlを⑤の矢印で返すというのが一般的なインターネットのアクセスの方法です。

次のページをめくっていただきまして、ブロッキングはどういうものがありますかと言いますと、ざっくりですけれども、DNS、URLブロック、それから、このDNSとURLのブロックを効率的に使ったハイブリッドと、IPアドレスそのものをとめてしまうというブロックと、大きく4つぐらいかなと思います。

時間もありませんので、5ページ目、DNSブロックの概要ということで、今、言いましたようにアドレスを返す云々ですが、時間がないのでめくっていただいて、図の方で説明させていただきますと思います。

6ページ目です。先ほど言いました、①でURLを入力すると、②で応答しますが、このときに本来、1.1.1.1というのを返さなければいけないところを、example.comというサーバは2番だとユーザーさんのほうに返すと、ブラウザはその2というのを信用してルータを通過してインターネットを介した上で、④という、本来、上に行かなければいけない矢印を下にあるサーバのほうに見に行きます。この後、いろいろ方法があるのですが、あなたが今、見ようとしているところは、例えば児童ポルノなどがそうなのですが、児童ポルノコンテンツが含まれているのでブロックされていますという表示が出るという形でやるのがDNSブロックでございます。これが一般的です。

その回避方法が7ページ目ですけれども、DNSサーバというのは世界中にいっぱいありまして、必ずしもISP内のネットワークを使う必要はなくて、外に出て行って、別の公開されているサーバを使うことができる。そうすると、外のサーバから変なことを書いていると誰も使いませんので、正しいサーバの10.1.1.1というのを返しますので、後は同じで通常の右上のサーバに接続して、それを見ることができるとなります。

さらに、この回避方法をとめる方法もあるのですけれども、済みません、そこまで用意できなかったのも、それもできなくはないということをお断りしたいと思います。

次に、URLブロックですけれども、8ページ目です。これは、DPI (Deep Packet Inspection) という方法で、細かくやります。先ほどだとサーバ1個、全部飛んでしまいますので、オーバーブロックが非常に大きいということで、今、児童ポルノのほうもこのURLブロックのほうにどんどん移行しているということで、これですと画像単位、ファイル単位で消すことができます。

ただ、問題は、HTTPS化することで簡単に回避できてしまうということがあります。それもまた回避策がありまして、SNIという暗号化しているところの複合技術があつて、これをもとに戻すことが、また平文化することができるのですけれども、そもそもこれはTLSという技術の脆弱性なので、今、一生懸命塞ごうと動いているところです。

9ページ目の図を見ていただきますと、URLブロックというのは、DNSは普通に返しますけれども、abc.htmlを10.1.1.1のサーバから⑤は戻ってこようとするのですが、⑥にURLブロックするための装置を設置します。この装置を設置することで、この装置の中にリストがありまして、該当するファイルが来るときにこいつがとめるということになります。

次のページですけれども、それを回避するのはどういうこと言いますと、HTTPSというのはトンネル化、暗号化するのです。なので、この矢印が太くてわかりづらいのですけれども、外側に薄い導管線をつくって、装置では実際どこを見に行っているのかわからない。宛先自体はどこかわかるのですけれども、abc.htmlを見ているかどうかということ自体については、中身を見ることができないので、スルーしてユーザーまで見に行くということがあります。

ただ、この⑥にさらに暗号化したものを平文化して暗号を解いてしまうという技術もできているので、とめられなくはないのですけれども、先ほど言いましたように、それはそもそも脆弱性なので、そこまでやっていいのかという話があります。

それから、IPブロックですけれども、これは該当するサーバのIPアドレスをルータの専用装置で遮断するのですが、これをやられてしまうと、基本的にそのルートからはとめることができないということですが、これはサーバ1個に対して、多いと100とか200、平気でいろいろなWebサーバが乗っていますので、それをとめると巻き添え者が余りにも多過ぎて難しいのではないかと。それが11、12ページですけれども、こんな形でルータなり、特別に置いている装置がそれ全体をとめてしまうということになります。

私が一番言いたかったのは13ページ目で、実際どこでやっているかということですが

ども、14ページの図で、ブロッキングしている場所と書いています。恐らくブロッキングというイメージは、この右上の防火壁、ファイアーウォールを置いていますけれども、ここですというイメージがほとんどです。でも、実際にはISP内のネットワークでやっているということイメージとして持っていただきたい。

最後、CDNだけ、済みません、時間がないようなので。一番最後のページです。済みません、ページが消えていますね。CDNは、この複雑なネットワークをバイパスと書いていますけれども、インターネットは、これのもっと複雑なところですけども、赤で書いている経路で右端から左端へ端末間をネットワークが行くのですが、これだと非常に遅いとか面倒くさいので、CDNは青で書いてある大きな矢印の線のようなところを一気にバイパスしてやる線だと思っていただく。ここをとめるほうがいいのではないかみたいな話があったのは、ここです。

済みません、途中ですが、以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、自由討議ということになります。幾つかの御説明をしていただきましたので、どなたからでもどうぞ。

森委員、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。

本日は、いろいろなお話を伺って、大変勉強になりました。

まず、今村先生に教えていただきたいと思えますけれども、資料1の7ページ目に情報社会指令の前文がありまして、お尋ねしたいのは、この情報社会指令のことについて、ちょっと教えていただきたいと思うのですけれども、この媒介者というのは何かということです。これにイギリスではアクセスプロバイダが含まれているということですけども、全て媒介者にアクセスプロバイダが含まれるのかということと。

あと、この前文の下の方の段落の変わり目の引用部分の末尾を見ますと、このような差止めに関する条件及び方式は、加盟国の国内法に委ねられるものとするので、もし媒介者についてアクセスプロバイダが含まれる場合とそうでない場合があるのであれば、加盟国でどのような状況になっているのか、御存じであれば教えていただきたいと思えます。

それから、上野先生にはドイツの状況と日本法における示唆と立法的課題ということでお話をいただきましたけれども、いろいろな前提条件があるということではあったかと思うのですが、上野先生御自身がほかの法制度との関係でも、日本においてブロッキングを法制化することに御賛成なのかどうかということについて教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○村井座長 ありがとうございます。

あと20分で、名札は8個ということで、平均で3分話していただくと間に合いません。簡潔によろしくお願いいたします。

今村さん、どうぞ。

○今村様 どうもありがとうございます。

媒介者のEU法における解釈ですけれども、判例法で発達して、いろいろな解釈がなされているところですが、すごく幅広く解釈されておりまして、第三者によって侵害のために利用される可能性があるサービスを提供する者を含むという感じなので、すごく幅広いですね。いろいろな裁判例があるのですが、説明すると長くなるのですけれども、今おっしゃったようなサービスプロバイダ、いろいろなタイプのものがありますけれども、そういったものは基本的に媒介者の概念に入ってくると考えて差し支えないと思いますが。

○森委員 ありがとうございます。

そうしますと、アクセスプロバイダも媒介者に含まれるので、指令によって、これこれ、こういう法制度をつくるべきであるとされている場合には、加盟国はアクセスプロバイダを含めた差止めの制度をつくらなければいけないという理解でよろしいでしょうか。

○今村様 判例法でそういうふうには解釈されているので、そういうふうになるとは思いますが、必ずしも国内法の解釈が一致するとは限りませんので、そこは端的には答えられないところでございます。

○森委員 済みません、判例法というのは。

○今村様 ECJの判例法ですね。判例法もEU法体系を示すわけですが、各国国内法がそれを本当に忠実に同じように理解して、同じように実装していくか。それはちょっと違うと思いますので、各国によって細かな部分で解釈というか、媒介者の国内法による決め方とか定義の仕方は変わってくると思いますけれどもね。

○森委員 わかりました。ありがとうございます。

○村井座長 上野先生、お願いします。

○上野委員 ありがとうございます。

今の点については、ドイツのBGH判決も欧州情報社会指令8条3項と欧州司法裁判所の判例を踏まえてアクセスプロバイダに対するブロッキングを認めているのですけれども、8条3項が全加盟国で直接ブロッキング請求権を導くかということ、必ずしもそうではないと認識しております。

私自身の意見について御質問がございました。解釈論につきましては、確かにドイツでは日本と同様に明文の規定がない中、解釈論でブロッキングを認めていますので、日本でも解釈論でブロッキング請求ができるのではないかという見解があり得るわけですし、私自身も一般論として著作権法112条の類推適用というのはあり得るという立場ではあるのですけれども、ではアクセスプロバイダに対するブロッキングを現行法の解釈論として認めることができるかということ、それはやや難しいのではないかと考えております。

立法論につきましては、もちろん立法の内容次第ですし、そもそも前提として立法事実を踏まえる必要がありますので、現時点で私自身の意見をはっきり申し上げる段階にはないのですけれども、様々な観点から「特に悪質な著作権侵害」に限定したブロッキング請



求というのは、その具体的な制度のつくり込みによっては、選択肢として十分あり得るものではないかと考えております。

以上です。

○村井座長 福井さん、お願いします。

○福井委員 大変勉強になりまして、エアコンがややきくと冷静になるかなという感じがしましたけれども、時間の関係で、宍戸先生にだけ質問、あとは、ちょっとコメントです。

フィルタリングということの御提案、大変興味深くお伺いしたのですが、これは主には未成年者対象ですね。しかし、NHK等の報道では、海賊版サイトの視聴者は、当然過半数、多くは成年者であるということも報道されています。この部分はどうかお考えでしょうか。

それから、フィルタリングの実際の現状においての実施割合はどのぐらいあるのでしょうか。これをお伺いしたいと思います。

あわせて、ちょっとコメントを申し上げます。実は、前回、緊急措置の扱いについての議論があって、私なりにこの間、ちょっと真面目に考えていたのです。余り認めたくないのですが、考えた上での結論は、瀬尾委員の意見に同感です。つまり、我々はあのような緊急措置という苦しい判断を今後しなくても済むように、今、実効的な対策案を話し合っているはずで、よって、今はその対策の話に注力すべきだと思うのです。既に後継の海賊版サイトで急成長中のものが報道されているのは、皆さんも御存じだと思います。今はまだ数百万レベルの訪問者数ですが、かなり急成長している状況で、今回はまだ潰れていないですね。

仮に、この緊急措置の撤回を議論するということになれば、コンテンツ産業側は、例えば次のような疑問を投げかけるだろうと思うのです。

1 番目、既にきょうの報告にもあったとおり、諸外国ではこのブロッキング、アクセス遮断について、通信の秘密の侵害という議論がほぼ見られないけれども、それは一体なぜなのか。

2 つ目、検閲という御指摘はわかるが、児童ポルノで既にアクセスが全部チェックされていることをどう評価するか。

3 つ目、抜け道があるという御指摘があったけれども、現に42カ国で実施されているとも言われ、そこでは効果の報告についてのデータも上がっていれば、前回、オーストラリアでは、ISPを含めて制度を評価しているという情報もあった。これは一体矛盾しないのか。

○村井座長 福井さん、13日のことは、最初に事務局からあったように、次回の議題に入れてあるので。

○福井委員 そのときお話しすればよろしい。

○村井座長 そのときに話していただく。

○福井委員 つまり、それは話し合うということですね。

○村井座長 そうです。13日に議題として取り上げて、そのときにぜひ議論していただきたい。

○福井委員 私が申し上げたかったのは、その話になってしまえば、今、指摘していたようなことははっきりするまでは、撤回の議論というのはできないのではないかと指摘が当然出てくるだろう。よって、今、我々は被害の実態把握と、アクセス遮断を含む諸外国のさまざまな法制度、対策。それから、効果やコスト、評価、こういう客観情報を集めて検証を急ぐべき段階ではないかということが申し上げたかったのです。海賊版が現実的に減ること、それこそが現在の対立の最大の解消策だと思うので、申し上げました。

○村井座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。

それじゃ、宍戸さん、お願いします。

○宍戸委員 簡単にお答えします。

フィルタリングが完全な万能薬ではないというのは、ブロッキングが完全な万能薬でないのと同じでございます。その上で、青少年に対してであれば、フィルタリングは有効であり、恐らく今後、とりわけ漫画については一定程度有効だろう。ただ、福井先生が御指摘のとおり、大人の方に対してどうするかという問題は残っているということは、そのとおりだろうと思います。ただ、青少年の段階でフィルタリングとリテラシー教育、セットでないと、結局、この問題は永久に終わらないので、総合的な海賊版対策を議論する場としては、青少年に対するフィルタリングというのはきちんと御議論いただきたい。

そして、その利用件数についてでございますけれども、小中においては一定の普及がある。これに対して、高校についてはとりわけ下がってきているということが大変な問題であるということは、別の局面で中村先生の組織などでもいろいろ御議論して、私もお手伝いをしていたところでございますけれども、こういったフィルタリングの実効性でありまうとか、その限界といったものについて、この場でヒアリングをして、どういう手があり得るかということ、ブロッキングと同じ程度にきちんと御議論いただきたいという趣旨でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 時間がないので、簡単に述べます。

きょう、法的な論点をいろいろお伺いしました。どちらにしても、リスクとか、いろいろな侵害関係があると理解しました。逆に、今、我々が法的な論点を考えるためには、この不完全である法的対応を補うために、いかにほかの手段を講じられるかを数多く出すべきだと考えています。それが、逆に言えば、逆説的であるけれども、サイトブロッキングを一番遠ざける方法になるのではないかと思います。

そのために、きょうの中で1つだけ、法律とか、いろいろな制度の中で重要なことは、常設の違法対策をするような中心になる組織が常に稼働していることが重要だと思います。それによって法律も抑制されるし、制度の軌道も修正される。なので、データベースや、そういった組織論とをきちんと整備することによって、この法制度化の不完全な部分というのは補完されるような気がします。

資料6、JPNICさんからいただきました。これが私の欲しかった資料です。この前、私がお願いした資料にお答えいただけて大変ありがたく思いますが、この後ろの①から⑩までにわたる部分を、いかに制度の中に取り込むかということが重要なので、この法制度化に当たっては、法律そのものを議論していると多分間に合わないし、結論は見えない。なので、私はそのほかの部分構築していきながら遠ざけるべきだと思いました。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

川上さん、お願いします。

○川上委員 今回、宍戸先生と上野先生のほうから、ブロッキングをもしやるのであれば、その要件は非常に厳しくすべきである、制限すべきであるという意見がありました。これは、僕は非常に賛成であるということをお願いしたいと思います。中村座長のほうに、ブロッキングに積極的なのは私だけみたいなレッテルを張られていまして、私、非常に困っているのですが、残念ながら、私はブロッキングに関しては慎重派です。例えば中村座長は、ブロッキングはワン・オブ・ゼムだと言われています。それで、村井先生もブロッキングだけではだだ漏れだということをやっています。

これは、いろいろな方法でブロッキングを並列に扱っているのです。私はそこまで言っていません。私は、ブロッキングが最後の方法だと言っていますので、ぜひその辺、きょうも見出しであられる弁護士ドットコムさんもいらっしゃると思いますけれども、そのあたりの報道をぜひ配慮していただければと思います。

それで、1つ、立石さんのほうから、このブロッキングの内容について詳細な資料をいただきました。ありがとうございます。前回、無責任だと言った発言を撤回したいと思います。

それで、5ページですけれども、DNSブロックの概要ですが、これに関してコメントをさせていただきたいのです。これを見てもわかるように、DNSブロックと53番ポートをとじるということをするのは、ここにはそれが簡単だと書いていますけれども、技術的には割合簡単なはずで、そして、それへの回避策というのは、ここにも書かれていますけれども、恐らくこれはユーザー全員がとるようなものではございません。ということは御指摘させていただきたいなと思います。

それと、最後に質問させていただきたいのですが、上野先生と今村先生のほうに、ドイツ、イギリスの事情について、いろいろと教えていただきました。DNSブロッキングをした場合に、DNSのサーバを回避するようなことというのは、やってくるユーザーさんは当然いらっしゃると思いますけれども、DNSサーバはプロバイダだけが持っているものではございません。例えばGoogleさんですとか、私が海賊版サイトを積極的に幫助していると思っっているCloudflareさんというCDNをやっている業者さんも、そういうDNSサーバを用意しています。

そういったプロバイダ以外のDNSサーバに対しても、例えばDNSブロッキングとかを申し

立っているような事例はあるのかどうかについて、最後、お尋ねしたいなと思います。

以上です。

○村井座長 それでは、上野さんと今村さんに御質問だったので、今村さん。

○今村様 イギリスのほうでは、裁判所の命令を得てサイトブロッキングを行うときに、いろいろなコストもかかるものですから、主要4社のISP、あと大きなモバイル系のブロードバンドも訴えの対象にするのですけれども、その他のものは訴訟の相手にしない。4社を相手にすれば95%ぐらい押さえられるという形でやっているの、相手方は限られているということになるということが言えると思います。

○村井座長 上野さん、お願いします。

○上野委員 ドイツの場合は、そもそもプロバイダに対するブロッキング請求を認める明文の規定があるわけではありませんので、プロバイダ以外のDNSサーバに対するブロッキング請求が認められるかどうかは、DNSサーバというものが妨害者に当たるかどうかという議論になるかと思います。なお、具体的な事例については今のところ承知しておりません。

以上です。

○川上委員 そういった場合にも対策ができるような議論がぜひできればと思います。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、市村さん。

○市村委員代理 林委員が足を捻挫してしまい、代理出席させていただいています。林委員の意見書がきょう、お手元に届いておりますので、これについて若干コメントをさせていただきますと思っています。

きょうの議論で、各国においてインターネット上の侵害サイトに対するいろいろな法的整備が進んでいるということが明らかになってきたと思います。我が国においても、侵害サイトの被害の深刻さというのは指摘されているところがございますので、侵害防止のための法的整備を検討する必要がある。これは明らかだと考えています。もちろん、これらの対策について憲法上の課題があるという指摘も理解しています。しかし、この点についても、例えば通信の秘密も絶対的なものではなくて、公共の福祉に適合する場合にはその制限も許容されるということも、きょうの議論で理解を共有できたと思います。

したがって、この会議で議論されるべきなのは、本件においてどのような利益考量がなされ得るのか、あるいは、どのような制度であれば比例原則が守れるのかといったことだと考えております。

まず、先ほどの上野先生の御説明にあったように、ドイツとは異なり、我が国においては侵害関与者の責任に関する議論が必ずしも成熟していないことを考えますと、林委員の意見書に挙げられているとおり、プロバイダの著作権侵害責任とは別個に、独立したアクセス制限措置を求める権利を新設するという方法を考えることが必要なのではないかと思えます。

それから、アクセス制限の対象については、多数のデッドコピーを現に掲載している漫画村のような悪質なサイト。具体的には、著作権侵害が明白で、表現の自由等の保護という問題はほとんど考える余地がないというサイトに限定する必要があると思います。また、海外サイトに限定すべきとの御議論もあったところですが、海外サイトに限定してしまいますと、国内にサイトがあるように偽装される危険があるという指摘も聞きますので、海外サイトだけに限定せず、被告を特定することが極めて困難な場合といった要件を立てるということもお考えいただければよろしいのではないかと考えております。

それから、きょう、山本先生から御説明があった、任意的訴訟担当による判決効の拡大や手続保障への配慮の点、これらは非常に勉強になりました。こういった点を十分に検討して、実効性のある新たな制度をつくることに注力してはどうかと考えております。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

長田さん、お願いします。

○長田委員 事務局から出された整理、資料7でちょっと教えていただきたいのですけれど。

まず、先ほど上野先生もちょっと指摘されていたのですけれども、海賊版サイトへのアクセス自体は今、違法ではないと私は理解していたのですが、それを幫助するということをして侵害に加えることが技術的にできるのか。その前に、②で、アクセス自体を侵害に加えるという提案がある。そうすると、例えば先ほど漫画村のようなというのがありましたけれども、ここが明らかに悪質な権利侵害をしているサイトであるということを見るためにアクセスしても、それは違法になるのかというのが、ちょっと素人な質問で恐縮ですけれども、どういう整理をしていて、この①、②が書かれているのかを教えてください。

○岸本参事官 これは、前回の奥邨先生の御発表資料の中にあった、今後、日本に導入するとすれば、こういった点を論じていく必要があるということで挙げていただいたものを、そのまま転載させていただいているものです。おっしゃるように、今、海賊版サイトの視聴行為自体は侵害行為ではないのですけれども、そこに何らかの要件を課して行って、みなし侵害と位置づけるかどうかということも、一つの論点として考えていく必要があるのではないかといい御提案だったかと思えます。

○長田委員 それは、今回、事務局でこれが議論すべき論点と考えているわけではなく、前のことを整理して書いただけという理解でいいということですか。

○岸本参事官 はい。

○長田委員 もう一つ加えて、先ほどから出ているフィルタリングの話ですけれども、フィルタリングのありようについても、前回出ていた子供たちのカジュアルユーザー対策というものに対しては、フィルタリングは非常に有効だと思います。青少年インターネット環境整備法がある以上、それは有効に使っていくべきだと思いますので、それは第5回以降、ぜひ議論を。

○村井座長 フィルタリングの説明は十分したほうがいいという御指摘をいただいていますので、今後、進めたいと思います。

後藤さん、お願いします。

○後藤委員 済みません、フィルタリングの件ですけれども、同意している人は当然いいと思うのですけれども、これから同意を求めた際、拒否した者に対してどうするのか。いわゆるISPの皆さんは、その拒否した者に対して、明らかに海賊版を見る人間ですね。拒否するわけですから。それに対して契約解除することができるか否か。これができるなら、非常に有効。フィルタリングをやればいいと思います。

もう一つ、きょう、立石さんと前村さんからすばらしい資料をいただきまして、ありがとうございます。特に立石さんのものはわかりやすく、どうもありがとうございました。1点、次回でもいいのですが、この前村さんの資料の中で、私はサイトブロッキングするとなればDNSブロッキングを導入すべきだと思っていますけれども、その中で資料の④、⑤がありますけれども、この違いについて、次回で結構ですから、何が違うのか。費用なのか、時間なのかについて教えていただきたい。

○村井座長 多分、技術的には、まだまだいろいろ抜けているところがあるようだと思っていますので、それも含めて、次回以降、やりましょう。

吉田さん、お願いします。

○吉田委員 児童ポルノブロッキングをやっておる団体として、一言申し上げます。

議論の前提に、児童ポルノブロッキングを先にやっていることというのが現にあると言及される方がいらっしゃるのですけれども、2011年に導入してからブロッキング以外の手法、すなわちサイト開設者のほうへアクションして削除を促すということも、後づけで功を奏している部分もありますので、未来永劫、児童ポルノブロッキングがなされるということではない。直ちにやめますという話でもないのですけれども、より根源的な対策が進んだ段階においては、児童ポルノブロッキングの停止というのも十分あり得るという点は、御考慮いただければと思います。

○村井座長 ありがとうございます。

時間を超えてしまいましたけれども、5分少々いただきまして、残りを片づけていきたいと思います。

前村さん。

○前村委員 ありがとうございます。

今村先生に質問が1つあるのと、1つコメントがあります。

御発表の中で、イギリスの制度に関して、私、御説明を聞いて、非常に緻密につくられた制度であるなと思ったのですけれども、今回の今村先生のものだけではなくて、前回のオーストラリアやほかの導入例に関しても興味があるのですけれども、こういった法制をつくるのにどれくらいの年月をかけて理解を醸成して、議論を重ねてきたかということに非常に興味があって、もし何か御存じであればお伺いしたいと思います。

もう一つ、コメントですけれども、今まで、オーストラリア、韓国、イギリス、ドイツと、導入国の状況をいろいろと勉強することができましたけれども、逆に、導入していなくて対応しているというケース。例えばアメリカはそうだと、私は承知していますが、そういう場合に、どういう理解や共通認識でそういうふうに至っているのかというのに興味があって、そちらのほうも勉強する機会があればなと思っております。

済みません、もう一つ。先ほど川上さんのお話のときに、OP53Bというお話が出てまいりましたが、それは第1回の資料として提示した我々の資料の中でも、大きな懸念として挙げているブロッキングの連鎖というもののものでありまして、ぜひとも連鎖になって深まっていくことだけはやめたいなと思っているところで、それを最後につけ加えさせていただきました。

ありがとうございます。

○村井座長 技術に関しては、またきちんとお話しをしていきましょう。

今村さんへの御質問というものが。

○今村様 イギリスでどのぐらい検討したのかということですが、情報社会指令の規定を国内法に入れていくということで、国内でコンサルテーションなどを行って国内法化した経緯があるのですけれども、そこまで長い間、時間をかけて97条のAを導入したわけではなくて、意外と短期間で導入しました。

ただし、先ほど申し上げたように、実際にこの制度がサイトブロッキングに対して活用されるようになったのは2011年のNewsbin2事件以降に頻繁に用いられるようになったので、そこまでの間にどのような考慮があったのかというのはちょっとわからないです。

あと、1点だけ、レジユメの修正をさせていただきたい箇所があって、1ページ目の2段落目のところで、オーバーストッキングの話の手前のところの「シェアされることはないの」というのは、シェアされている場合にはオーバーストッキングの可能性があるので、多分、誤植を生じてしまった部分がありますので、その点だけ訂正させていただきたいのと。

さっき、川上先生のほうから御質問があった件に関して、私、質問の趣旨を誤解していたかもしれないですが、そういう迂回的方法がとれるということはよく知られているのですけれども、それに対応するのはコストに見合っていないので、今のところやっていないようだということで、4社に対するサイトブロッキングの訴訟をメインにやっているということでございます。

○村井座長 ありがとうございます。

立石さん。

○立石委員 先ほどのOP53Bの件で、簡単に追加の説明をさせていただきますと、そもそもOP53B自身も通信の秘密の重大な侵害に当たるので、これをやるなら、また相当議論しなければいけないというのが1点と。

それから、プロバイダはどんどんDNSを外に出しています。先ほど、私も書いているので

すけれども、DNSだけをサービスするプロバイダというのは、日本はなかったのですけれども、海外は多くて、自社に置かずに外に出すということを今、どんどんやっているの、ひょっとすると出されてしまうと非常に難しくなっていくかなと思います。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、時間を押してしまいました。こういうものは座長の責任。

宍戸さん。

○宍戸委員 済みません。自分が報告したのに、ちょっとだけコメントさせていただきたいと思います。3点だけ、本当に手短かに申し上げたいと思います。

1点目は、ブロッキングの問題にしても、それ以外の法制度整備についても、手段としてどうやってつくり込むかという議論もそうですが、それ以上に法益の考量として具体的にどういう考量がなされているのか。この現在、想定されているブロッキングによって、どれだけのいろいろな人の権利が救われ、また侵害されるのかということの調整について、まだ十分情報が足りていない部分があると思いますので、そこはまだ必ずしも明白だとは言えず、きちんと御議論いただきたいというのが1点目です。

2点目は、そのために情報をいっぱい集めるという点で、勉強会の開催というお話が昨今、出ておりますけれども、そこでの議論、あるいはそこで集められた情報というのは、基本的に公開し、また委員の間で共有して、第5回の議論、第6回の議論に使うことになっていただきたいと思います。後ろで何か物を決めているように思われるのは、この間の経緯から見ても余りよろしくないことだろうと思います。

3点目でございますけれども、他の権利利益侵害の問題、それからISPの人に間接的な、あるいは妨害者としての責任を持つか持たないかという議論を今日してみてわかったことは、全体としてICT政策が、これまで自由な情報の流通ということを推し進めてきた。他方で、著作権、それ以外、違法有害情報などは、情報を保護するという流れでございます。

情報の自由な流通と保護のバランスをどうやってとっていくかということは、今後の日本社会のあり方を決定する上で非常に重要な問題であり、今後、そういった議論をあちこちから、自由な流通と保護のベクトル、両方からきちんと大きく情報を集めて、それを全体として合体させて、適切な施策をし、合意を形成していくための場なり手続というものが今後、恐らく必要になるだろう。そういった点についても、より大きな絵ですが、しかし、総合的な対策として、これだけの人間が集まっている場所ですので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、中村座長、お願いいたします。

○中村座長 どうもありがとうございました。

きょう、ここまでの議論で、現在、行われている対策のサーベイですとか海外の制度、



そして法的な論点、非常にハイペースで共有して掘り下げていただいて、論点はほぼテーブルの上にそろったのではないかと思います。まだまだ御指摘のとおり、掘り下げなければいけないことが多いですけれども、ネタとしては見えてきたかなと。そこで、同時に総合対策のパッケージをつくりましょうというコンセンサスもこの場にはあると思います。

では、どのような方向性を持たせられるのか。アウトプットをにらみながら議論を進めて深めていきたいと思ひますし、これは今、宍戸さんがおっしゃったような、情報社会をこれからどうつくっていくかの試金石にもなるアウトプットになると思ひますので、次回まであと1カ月ありますが、その間、事務局とも座長とも相談しつつ、頭を整理していきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○村井座長 ありがとうございます。

この間の無責任が立石さんは少し解除されて、僕と前村さんが解除されたかどうか、よくわかっていないですけれども、さっきのDNSは技術的な話、インターネットがつながるじゃないですか。そうすると、さっき立石さんが言ったみたいに、つながったところでDNSがどこを向いているか決まるのですね。それで、今、携帯電話会社、日本は自分の網のトラフィックを守るために、Wi-Fiにオフロードするのです。そうすると、そのWi-Fi側のDNSを見に行く。ここで顔が変わる。これが1点。

それで、これをやると、今、いろいろなところでモバイルルータを貸し出しているのです。モバイルルータを貸し出しているやつは、きょう、話題になっている怪しいDNSを見に行くようにしておく、どこでもつながるのです。したがって、モバイルルータにつながってしまうと、この回避になってしまう。そういう意味では、ちょっと穴があるなというのも、さっきの立石さんリストに、DNSモバイルルータ編というのと、Wi-Fiオフロード編というのをに入れておいていただけるといいかなと思ひました。

それで、最後は、瀬尾さんのおっしゃっていることだと私は思っています。つまり、この問題を解決するのに、次回、話すと思ひますけれども、この緊急なのかどうなのか。それで、緊急だという御意見はよくわかるのです。それで、このことに、例えば効果があるかないかというのが前回の話だったと思ひますけれども、これはブロックしたり、いろいろなことをやれば、それなりの効果はあると思ひますよ。

だけれども、フィルタリングもデフォルトで入っていると、そのとおりに使ってしまうから、かなりの効果があるでしょうということもありますし、ブロッキングも、普通の人はDNS、そんなに変わらないから大丈夫でしょうという話もあると思ひるので、これを全部それぞれの状況を理解した上で、瀬尾さんのおっしゃるように環境整備みたいなものがどうやったらできるのか。

これもいろいろな意味で、きょう、権利者の仕組みができる方は、権利者側を代表して言えるような仕組みがあるか。こんなことまでが全体の構造にはかかわってくるので、前に申し上げたように、みんなの知恵をあわせて、どういうことができるのかということ、

しかも効果が早くあることも含めて考えていく。もちろん、法律に時間がかかるのはよくわかりますけれども、それをあわせて考えていく必要があるかなと私は思いました。

というわけで、時間を超えてしまって申しわけございませんでした。

まずは、局長から御挨拶をお願いいたします。

○住田局長 どうもありがとうございました。

大変膨大な情報に関して、非常に冷静な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

最後に宍戸先生がおっしゃられたように、自由な流通と保護のバランスというのは、知財にとっては、ずっとこのことをテーマにやってきたわけでございます。ただ、今回の場合は、違法な行為が絡んだ場合、どこまでが自由で、どこまでが保護なのかという点があるので、その辺をどう考えていくかというのは、この問題の大きなテーマだと思います。

また、あらゆる手段を組み合わせてやっていく。つまり、一つのことで百点満点の答えはないですから、組み合わせてやっていくことによって、全体としては非常に効果があったねということになっていけばいいと思うし、最終手段のブロッキングも含めて、そういうピースがうまくはまっていくと、本当に悪いものを退治できるということなのではないかと思います。

要件の縛り方についても、きょう、かなりいろいろな知恵が出てきたように思いますので、そういうことで、いろいろな意味での納得感のあるパッケージというのを何とかまとめていきたいと思いますので、次回、夏の8月中でございませけれども、いろいろな形で議論させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、次回の会合の御連絡をお願いいたします。

○岸本参事官 次回、第5回の会合ですけれども、8月24日金曜日、午後5時から午後7時半までということで開催いたします。場所につきましては、追って御連絡させていただきます。

また、タスクフォースとは別に、基礎的な制度ですとか技術についての勉強会を企画しております。たびたび会議中にもお話がありましたけれども、改めて御案内をさせていただきますので、ぜひ御参加いただきますようお願いいたします。

○森委員 済みません、その勉強会は公開でやっていただくようなことでいいですか。

○岸本参事官 そのあたりのことにつきましても、別途、どういう形でということも含めて御案内させていただきます。

○森委員 なるほど。それは、先ほど宍戸先生のお話にもありましたけれども、公開でやっていただいたほうがいいと思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

○村井座長 よろしいですか。

それでは、会議は以上でございませ。長い間、どうもありがとうございました。